

令和4年9月21日

令和4年第3回和束町議会定例会

(第2号)

和 東 町 議 会

令和 4 年 第 3 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 ( 第 2 号 )

招 集 年 月 日 令 和 4 年 9 月 2 1 日 ( 水 )

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 3 時 0 2 分

出 席 議 員 ( 1 0 名 )

1 番	岡 田 勇	2 番	高 山 豊 彦
3 番	藤 井 清 隆	4 番	村 山 一 彦
5 番	吉 田 哲 也	6 番	井 上 武 津 男
7 番	岡 本 正 意	8 番	畑 武 志
9 番	小 西 啓	1 0 番	岡 田 泰 正

欠 席 議 員 ( 0 名 )

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 西 田 絵 美

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	宮木大
地域力推進課長	原田敏明
人権啓発課長	中尾政弘
税住民課長	吉田敏江
福祉課長	北広光
診療所事務長	細井隆則
総合施設整備課長	竹谷秀俊
農村振興課長	竹谷徹也
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	榎本由佳

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	6番 井上武津男
	7番 岡本正意

## 議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 認定第 1号 令和3年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第 2号 令和3年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定  
について  
認定第 3号 令和3年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認  
定について  
認定第 4号 令和3年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認  
定について  
認定第 5号 令和3年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定  
について  
認定第 6号 令和3年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて  
認定第 7号 令和3年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
認定について
- 日程第 4 同意第 3号 自治功労者の表彰について
- 日程第 5 議案第37号 相楽郡広域事務組合の共同処理する事務の変更及び相楽  
郡広域事務組合同規約の変更について
- 日程第 6 議案第38号 令和4年度和東町一般会計補正予算（第3号）  
議案第39号 令和4年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第2  
号）  
議案第40号 令和4年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第2  
号）

議案第 4 1 号 令和 4 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 7 発議第 7 号 安倍元総理の「国葬」に反対し中止を求める意見書

日程第 8 発議第 8 号 新型コロナウイルス感染対策の抜本的強化を求める意見書

日程第 9 発議第 9 号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書

日程第 1 0 議員派遣について

日程第 1 1 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまから、令和 4 年和東町議会第 3 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

吉田哲也議員から遅刻の届けが出ています。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、6 番、井上武津男議員、7 番、岡本正意議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第 2、諸般の報告を行います。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

私のほうから、諸般の報告をさせていただきたいというふうに思います。

「地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業」につきまして、令和 4 年 9 月 2 日付で観光庁より地域計画の採択を受けましたので、ご報告いたします。

これまでの経緯を申し上げますと、観光庁は令和 4 年 3 月、コロナ禍で観光需要が激減し、従来型事業モデルが行き詰まる等、地方の観光地・産業の疲弊、地方の稼ぐ力が低下する中で、地域関係者が一体となって観光資源・滞在環境の磨き上げを行い、地域活性化の好循環を創出することを目的に、「地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業」の候補地域の公募が開始されました。

本町におきましても、和東町第 5 次総合計画の「波及効果を高める観光・交流産業の展開」、「関係人口の創出」、「空き家・空き店舗を活用した新規開業者への支援」を住民・事業者・行政と一体で推進するため、応募させていただくことになりました。

その後、5月16日に地域採択を受け、観光庁より伴走支援をしていただき、7月13日付で個別事業者の計画を添えて地域計画として観光庁へ提出し、有識者会議でご審議をいただき、9月2日付で地域計画の採択をいただくことができました。

茶畑景観が織りなす日本のふるさととして国内外の方々が集い、「お茶」と「観光」が融合したまちづくり～茶源郷・オープンミュージアム～「見るお茶・食べるお茶・体験するお茶・飲むお茶」の周遊観光の好循環を創出する計画内容となっています。この計画に基づく個別事業の募集につきましては、和東町商工会に協力をいただき、7事業者で実施されます。

具体的な事業内容としましては、宿泊施設の高付加価値化改修事業4件、観光施設の改修4件、廃屋の撤去1件、事業費合計約2億円の事業計画となっています。今後、国・京都府・お茶の京都DMO、町内宿泊施設や観光施設、飲食店等と連携しながら、「和東茶」をキーワードに町全体に効果が波及するよう高付加価値化の推進に向けて取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上、私からの諸般の報告とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡田泰正君）

以上で報告を終わります。

日程第3、認定第1号から認定第7号まで、令和3年度和東町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件を一括議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

持病の関係で、本人から、自席から着座にて報告したい旨の申入れがありましたので、許可いたします。

決算特別委員長、岡田 勇議員。

○決算特別委員会委員長（岡田 勇君）

ただいま議長より、自席にての発言をお許しいただきましたので、着座して報告を行います。

決算特別委員会審査の報告を行います。

認定第1号から認定第7号まで、令和3年度和束町一般会計歳入歳出決算及び和束町特別会計歳入歳出決算については、9月7日開会の第3回定例会本会議において提案され、これを受けて議会は議員全員による決算特別委員会を設置し、付託の上、9月13日及び14日の2日間にわたり審査を行いました。

審査に当たっては、畑監査委員から決算審査意見書の報告を、副町長からは主な施策の成果を説明された後、各所管の課長に決算書及び事項別明細書の説明を求めました。

令和3年度の一般会計ほか6特別会計の決算額は、歳入57億5,303万円、歳出56億2,071万8,000円、歳入歳出差引額1億3,231万2,000円となり、実質収支額も1億1,526万4,000円の黒字となりました。

令和3年度においても、コロナ禍での事業執行となり、感染拡大防止のためワクチン接種の実施や住民の生活支援のため商品券の配布、子育て世帯、事業者などに対し、給付金を支給された。

安全で快適な暮らしを守るため、祝橋・石寺橋整備事業や町道園区線、舟尾八王子線の改良工事なども実施された。祝橋整備事業については、令和5年度中の完成を目指し、事業が進んでいる。

総合保健福祉施設整備事業については、用地測量等委託業務を執行され、10月には社会福祉センターなど解体工事も始まる。

また、和束のブランドカを高めるため、地方創生推進交付金や、きょうと連携交付金を活用し、移住・定住への促進や農業体験、和束茶ブランド新商品の開発、グリーンスローモビリティ周遊観光事業などに取り組みされた。

そのほか、昨年4月の凍霜被害による茶園への助成や新規就農者への補助なども実



施された。

一方、財政状況においては、財政構造の弾力性や健全性を示す経常収支比率は83.2%と、前年度に比べ約10ポイントも好転している。しかし、財政力指数は0.175と悪化しており、財源に余裕がない状況である。

今後も、総合保健福祉施設の建設や和東保育園耐震補強・改修工事など大規模事業が進められ、限られた財源の中、取捨選択し、事業を計画していかななくてはなりません。

各委員からは、決算審査意見書の報告から国民健康保険税に係る悪質滞納者においては、短期被保険者証の交付による納付指導に加え、被保険者資格証明書の交付による対応を検討されたいと指摘されている。悪質滞納者の定義や基準はどうなっているのか。安定的に医療を受けられるように正規の保険証を交付するべきではないか。第三者への情報漏えいなどの対策は。

また、基金管理等においてアグリビジネス株式会社の取扱いについては毎年指摘されているが、今までどのような措置を取られたのか。

スマートワークインレジデンス事業について、利用件数や収入額は、利用促進への発信は。

観光はホームページでもたくさん発信されているが、移住・定住促進については少ないように思う。魅力はどのように発信されているのか。もっと和東町をアピールするような工夫の検討は。

新しくなった茶源郷行政情報配信システム光ボックスタブレットの保有台数や利用状況は。

9月末から、公共交通ワズカーの予約がタブレットでできるよう検討されているが、インターネット環境がない住民の方でもタブレットが使えるような検討は。

コロナワクチン接種3回目の接種率や若年層の接種状況は。6月補正予算で予算化されたコロナPCR検査について、未執行になったが、なぜ執行されなかったのか。

経過と理由は。

2016年に電力が完全自由化になり、小売電気事業者からも供給できるようになったが、現在、調達コストが上がり、撤退している状況にある。本町の電気は、どこから調達しているのか。

有害鳥獣被害が増えているが、住民への対応や対策は。

ごみの分別などで一部の援農者とトラブルがあると聞くが、解決方法は。チラシなどで十分周知していただきたい。

下水道事業ストックマネジメント業務委託の内容や契約は、次年度以降も締結されるのか。下水道においては、浄化槽も含め、今後の事業の在り方そのものを根本的に検討する必要があるのでは。また、水道、下水道への繰出金の基準内繰出しとは。昨年9月定例会の条例改正で令和4年度より水道使用料金が大幅な値上げとなった。事前に住民への説明、情報提供、意見聴取など具体的にどのように実施されたのか、経過について検証された。また、今後の水道事業の経営戦略は、どのように考えているのか。最小の費用で最大の効果を発揮する事を基本に取り組んでいただきたい。

また、町道維持修繕工事など毎年建設事業においては明許繰越が多いように思う。減らしていく努力が必要ではないか。

府道宇治木屋線トンネル工事が若干遅れているという声を聞くが、進捗状況は。当初の予定どおり、令和6年3月で完成するのか。開通することによって、今後のまちづくりが大きく変わってくる。一日でも早い開通を願っている。

その他、職員の不足分を会計年度任用職員で補っているが、職員の適正な人数は。

行政手続等見直し支援業務や標準宅地時点修正業務委託料の内容など、多岐にわたり活発な質疑が交わされました。詳細については、後日、会議録にてご承知願います。

質疑の後、討論を行い、岡本委員から、一般会計、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の6つの会計の決算認定に反対する意見が述べられました。

また、賛成討論として村山委員からは一般会計に、藤井委員は国民健康保険特別会計に、井上委員は簡易水道事業・下水道事業特別会計に、高山委員は介護保険特別会計に、吉田委員は後期高齢者医療特別会計にそれぞれ賛成の意見が述べられました。

採決の結果は次のとおりでした。

認定第1号 令和3年度和束町一般会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第2号 令和3年度和束町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者全員で可決。

認定第3号 令和3年度和束町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第4号 令和3年度和束町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第5号 令和3年度和束町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第6号 令和3年度和束町介護保険特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第7号 令和3年度和束町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

以上のとおり、令和3年度和束町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算は原案のとおり認定することに可決し、9月20日、決算特別委員会審査報告書を作成し、議長に提出をいたしました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

本件に関しましては、ただいま報告がありましたように、議員全員による決算特別委員会で審査され、質疑・討論も活発に行われましたので、質疑・討論を省略し、これより採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。

よって、本決算認定の7件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第1号から認定第7号まで、令和3年度和東町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第4、同意第3号 自治功労者の表彰についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

同意第3号の提案理由を申し上げます。

長年にわたり本町の地域医療の発展に貢献されました元職員、桐山藤重郎氏を和東町自治功労者として表彰いたしたいと存じますので、和東町自治功労者表彰条例第2条の規定により議会の同意を求めたく、提案させていただいた次第であります。

ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

私のほうからは、議案の説明をさせていただきたいと思っております。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

同意第3号

#### 自治功労者の表彰について

別表の者を和東町自治功労者として表彰したいので、和東町自治功労者表彰条例の

規定により議会の同意を求める。

令和4年9月21日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。別表になっております。

自治功労者被表彰者名簿でございます。

表彰条例該当項目につきましては第2条第1項第9号、氏名でございますが、町長の提案理由でありましたように、桐山藤重郎氏、年齢74歳、住所：京都市左京区でございます。

桐山氏につきましては、資料No.3になりますけれども、功績調書をつけさせていただいております。

平成13年4月2日から本年3月31日まで、和東町国保診療所長として21年間在職をされました。長年職員として地域医療の発展に貢献されたという功績に基づきましてお願いするものでございます。

ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

お諮りいたします。

本件は人事案件につき、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

同意第3号 自治功労者の表彰については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第3号 自治功労者の表彰については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第5、議案第37号 相楽郡広域事務組合の共同処理する事務の変更及び相楽郡広域事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第37号の提案理由を申し上げます。

相楽郡広域事務組合では、平成4年度から圏域の一体感の醸成を図るため、「相楽ふるさと塾」や「相楽の文化を創るつどい」など様々なソフト事業を展開し、市町村の枠を超えた文化的な交流や連携を深める「ふるさと市町村圏振興事業」を進められてきました。

しかしながら、地域における活動もさらに圏域を超えた広域的なものとなっていることや各市町村単位で主体的な活動がなされていることから、第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画の終了年度である令和4年度をもって「ふるさと市町村圏振興事業」を終了し、事業終了と併せて「相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金」を廃止するため、相楽郡広域事務組合の名称及び共同処理する事務を変更し、相楽郡広域事務組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めたく提案させていただいた次第であります。

どうか慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

それでは、私のほうから、議案第37号のご説明をさせていただきます。

議案書のほうをお願いいたします。

議案第37号

相楽郡広域事務組合の共同処理する事務の変更及び相楽郡

## 広域事務組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、相楽郡広域事務組合の共同処理する事務を変更し、相楽郡広域事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月21日提出

和東町長 堀 忠雄

3枚ほどおめくりいただきまして、議長のお許しを得ておりますので、概要によってご説明申し上げます。

### 相楽郡広域事務組合の共同処理する事務の変更及び相楽郡

#### 広域事務組合規約の変更について 概要

##### 1. 規約の変更理由

相楽郡広域事務組合では、「広域圏事業の今後のあり方検討会設置要綱」に基づき検討会を設置し、「相楽郡広域事務組合の共同処理事務に関すること」について、令和2年1月から調査及び審議を行い、令和2年10月に中間報告書を、令和4年1月に最終報告書を取りまとめました。

相楽郡広域事務組合では、平成4年度から圏域の一体感の醸成を図るため、「相楽ふるさと塾」や「相楽の文化を創るつどい」など様々なソフト事業を展開し、市町村の枠を超えた文化的な交流や提携を深める「ふるさと市町村圏振興事業」を進められてきました。

しかしながら、地域における活動も更に圏域を超えた広域的なものとなっていることや各市町村単位で主体的な活動がなされていることから、「一定の役割を終えている」との認識でまとめ、第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画の終了年度である令和4年度をもって「ふるさと市町村圏振興事業」を終了し、事業終了と併せて「相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金」を廃止し、また、令和5年度をもって「相楽会館施設の設置及び管理運営に関する事務」を廃止するため、相楽郡広域事務組合の名

称及び共同処理する事務を変更し、相楽郡広域事務組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項の規定により、相楽郡広域事務組合の共同処理する事務の変更及び相楽郡広域事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

## 2. 変更内容

1) 組合名称を「相楽郡広域事務組合」から「相楽広域行政組合」に改める。

2) 共同処理をする事務のうち、「広域市町村圏の振興整備に関する計画策定及び同計画に基づく事業の実施のための連絡調整に関する事務」を「関係市町村の連絡事務に関する事務」に改める。

3) 「計画に基づく事業広域的な事業の実施に関する事務(エ、相楽休日 応急診療所の設置及び管理運営に関する事業を除く。)」を廃止。

4) 相楽地区ふるさと市町村圏基金を廃止。

## 3. 規約の施行年月日

令和5年4月1日施行。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

幾つか確認だけさせていただきたいというふうに思います。

先ほど説明にもありましたように、今回、広域事務組合の中で取り組んでこられました、いわゆる文化のつどいであるとか、ふるさと塾などのそういったソフト事業の関係を中心にしたふるさと市町村圏振興事業などを今回廃止して整理していくということが提案されております。

私もコーラスの活動などで何度かこういう文化を創るつどいなども参加させていた



だいた経験はあるんですけども、各相楽郡、木津川市などからいろいろと取り組まれていた経過もあったと思います。このたび、いろんな議論もある中でこういった結論になったとは思んですけども、様々な市民や住民の方から支えられて取り組んできた事業ということもありますので、こういった方針を出すに当たっては、いろいろそういった方々も含めた意見聴取であるとか、合意づくりというものも必要であったと思んですけども、そのあたりはどのように聞いておられますでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

はい、お答え申し上げます。

ふるさと市町村圏の事業振興をなぜ廃止するのかという質問でございますが、地方創生政策やDMOの設立など、地域における活動もさらに圏域を越えたものになってきたということでございます。市町村におきしても主体的な活動がなされているということから、引き続き、相楽圏の圏域としてのまちづくりを推進するという意見もございましたが、先ほど申しましたように、一定の役割を終えているという認識でまとまりました。第3次相楽地区ふるさとの市町村圏計画の終了年度である令和4年度をもって廃止すべきとの結論に至ったものでございます。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

それはそういうことだと思んですけども、私が聞いているのは、そういった関係者ですね、いろいろこの事業に協力いただいてきた木津川市や相楽郡の住民の皆さんとか、要は関係団体の方もいろいろとご協力いただく中で、こういった事業が進められてきたというふうに思うんですね。そういった方々の、ある意味、これをなくすこと

で一定そういう活動の場であるとか、発表の場とか、そういったものがここでは失われるということもあります。

一方で、私も個人的にいろいろ聞いた中では、この間、コロナのこともありますし、あと、費用面でいろいろ負担も大きくなってきているということで、そういった事業を進めていく困難性もあったというふうには聞いております。そういったことも含めて、いわゆる身内というか、行政間の検討にとどまらずに、いわゆるこれまで協力いただいていた、そういう関係団体や住民の方からのいろんなご意見を聞くであるとか、そういった作業がどのように行われてきたんだらうかということ、そこをもう一度聞いている範囲でお願いしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

はい、お答えいたします。

利用者の方、利用団体の廃止につきましては、広くパブリックコメントによる意見の募集を行わせていただいております。また、令和5年度になりましたら組合において速やかに周知を行い、代替施設の誘導とかを検討されているというところでございます。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いずれにしても、長年こういった取組をされてきて、これ自身はそういった関係団体や木津川市、相楽郡の住民の皆さんの協力なくしてはできなかったことだというふうに思いますので、そのあたりはやはり丁寧に周知も含めて対応いただきたいというふうに思います。

次に、今回、変更内容の中で、相楽郡広域事務組合から相楽広域行政組合に改めるというふうになっておりますけども、これはある意味、事務的なことかもしれないんですけども、この事務組合から行政組合に改めるということの意味ですね、何がどう変わるのかとか、名前だけ変わるだけで何も変わらないとかあると思うんですけども、そのあたり説明をいただけますか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

これは2点の意味があります。まず、相楽郡広域事務組合の相楽郡の「郡」が抜けるというのが1点あります。これはどういう意味かと申し上げますと、相楽郡というのは、前は7か町村が相楽郡でありました。つくった時点で、構成したときは相楽郡で一体化していこうということで相楽郡であったわけです。ところが今は、相楽郡は東部3町村と精華町が相楽郡、そして木津川市。正確に言いますと、木津川市相楽郡ということになりますので、相楽地域という中の相楽の中で郡を取ったと、こういうことであります。

それと、先ほどから出ております、今までは事務組合という事務に重点を置いた連携が多かったわけですが、先ほどの基金の広域圏の問題もありますけども、もう一つ進んで広域連携的な行政の推進を位置づけていかなきゃならない。そういう意味において、今回、事務組合から行政組合、広域行政という観点から、そういう内容ということに変わった、この2点が大きな変更の理由であります。そういう意味でご理解いただきたい。

よろしく申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今の町長からの２点目の意味で関連するとは思いますが、今回、共同処理をする事務のうち広域市町村圏の云々という事務についてですが、これは関係市町村の連絡事務に関する事務ということで改めるというふうになっております。

今、より広域的な連携の推進という部分で広域行政組合というふうに改めるという話がありましたけども、今回の関係市町村の連絡事務に関する事務というのは、具体的に、今後どのような展開というか、取組を考えておられるのか、その辺いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

先ほどありましたように、ふるさと広域圏のこの事業というものが、休日診療を除いて、ほかのものは一応ここでは廃止ということになっております。

先ほども課長からも答弁しておりますように、当初生まれた内容はどこからかというところが大事なんですけども、これは京都府と相楽郡が一体となって広域圏を設定して、そして広域事業の推進を図っていこうということで、火つけ役みたいな推進をしていこうということで、これは京都府と相楽郡市町村のそれぞれのその当時の思いがあって、京都府下を何圏域かに分けて進めてきたものであります。

これまで京都府下では相楽ふるさと圏だけが残りました。ほかの圏域はその時点で広域行政に移っているわけなんです。そういう流れになっています。相楽郡においても、我々も考えて事業が進んでおります一つの考え方は、学研都市の波及効果をいかに東部３町村に及ぼすか、そして、連携を深めていくかというのは、広域圏設定じゃなしに大きく移り変わってきました。それが先ほど課長が答弁しておりますように、DMOの設定とか、そして観光業も広域的に取り組んでおります。

それと併せて、広域圏のふるさと事業そのものの財源であります、これは広域圏

の基金をもって果実で運営するようになってきているわけですね。その半分が京都府なんですけど、あとは市町村の人口割をやって基金を設けておるんです。そこの果実で運営というのは、低利子の中では果実は生み出さない、こういうことでもありますので、持ち方そのものを検討していかなきゃならない面にも及んでまいりました。

今回第3次ですけども、相楽だけ進めてきたんですけども、なかなか持ちこたえないということで、一般化していこうと。行政広域圏のほうへ大きく移っていく内容もありますので、今後そうした内容を検討すると。

従来やっている広域圏、これはし尿処理もそうですけども、いろんなことをやっておりますが、こういった基幹的な事業と、そしてソフト的な事業も合わせて、これからもこれまでの経過を踏まえて充実をしていこうと、これには変わりありませんので、今後、内容等については十分検討して進めてまいりたいと、このように思います。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

最後にしますけども、今、言われましたように、いわゆるし尿処理であるとか、休日診療であるとか、ここにはあまり名前が載ってませんけども、いわゆる聴言センターという、そういった機能であるとか、一定、各市町村で整備しにくいような、事業がしにくいような取組なんかもそこで受けていただいて、関係地域の住民の方に大変喜ばれている部分も今も続いているというふうに思います。そういう点では、その部分の事業そのものは今後とも充実できるようにやっていただきたいんですけども、ただ、広域事務組合の関係でいいますと、ちょっと思い出しますのは、もう随分たちますけども、いわゆる相楽の合併の問題が俎上に上がったときに、この広域事務組合のふるさと塾であるとか、また、その絡みで相楽21でしたかね、そういった団体等もある中で、一定、そういう国が進める平成の大合併というものを、どちらかといえば推進するという立場で動いてこられた経過があったというふうに思います。そ

こと行政の関係の合併協議会であるとかいうものが連動しながら、ある意味、ここがそういう役目を果たした経過があったと思います。

そういう意味では、やはりもちろんいいことはいいと思うんですけども、いろんな意見が分かれる問題や、また本当に住民の皆さんにとって大きな変化というものが強いられるような重大な大きな方針転換であるとかいうものが各自治体で知らない間に調整されて、そこで一定の方針が出されるようなことがあってはですね、私はやはりまずいと思うんですね。

そういう意味で、今回、関係市町村の連絡事務に関する事務ということが位置づけられたという部分でいいますと、そういった経過なども踏まえて、今後そういったことがないように、そこはぜひ気をつけていただいて今後検討いただきたいと思いますので、そこは要望だけにしておきたいと思いますけども、一応、最後、町長、その辺いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、岡本議員からありましたように、今までの背景を見てみますと、広域事務組合ができるまでに相楽郡の一体的な行政の連携をどう図っていかうかということは、相楽郡町村会というものがあまして、そこが大きな役割を果たしてきました。相楽郡町村会の中でさらに京都が入って広域事務組合が生まれたわけなんですけど、そして連携して、そして今、言われたように、いろんな役割を果たしてきた経緯があります。

そういったことを踏まえますと、相楽郡の広域行政の牽引的な役割を果たしてきたというふうに思っておりますので、これは広域行政組合として名前は残っておりますので、広域行政組合の役割を充実させていくというのは非常に重要であろうかと思っております。

相楽会館も一つの役割を果たした拠点であって、これもご案内のとおり、当時生ま

れるときには相楽郡の中で唯一、相楽会館がホールを持っているような講演会をやった拠点であったわけなんです。その後もご案内のとおり、各市町村にあれ以上の施設がたくさんできました。その後はあれの利用というのは本当に一部に限られてきました。一部残っておったのが、団体の講演会もあったわけなんです、併せて木津高校生の学習の場にも使っていただきました。その辺が残ってきたのですが、今は木津高生にしても自分ところでやっておられるということで、ほとんどできない。そこで耐震工事が入ってくるということで大変になりますので、ここで思い切るときであるだろうということも絡んでいるわけであります。

しかしながら、その精神というのは、今、岡本議員も言われますように、大事であろうと思っておりますので、これまで培ってきた精神を生かしながら今後の広域行政組合の中に引き継いでいくということには変わりないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第37号 相楽郡広域事務組合の共同処理する事務の変更及び相楽郡広域事務組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第37号 相楽郡広域事務組合の共同処理する事務の変更及び相

楽郡広域事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午前10時30分まで休憩します。

休憩（午前10時15分～午前10時30分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、議案第38号 令和4年度和束町一般会計補正予算（第3号）、議案第39号 令和4年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第40号 令和4年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第41号 令和4年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、以上4件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第38号から議案第41号の提案理由を申し上げます。

議案第38号 令和4年度和束町一般会計補正予算（第3号）は、新型コロナウイルス感染症に伴う感染拡大防止対策・生活支援として、茶業経営支援給付金事業やインフルエンザ予防接種の無償化事業、また、総合保健福祉施設整備事業に伴う仮設駐車場等の整備工事、石寺景観前の路上駐車等対策に係る駐車場整備事業等において

議案第39号 令和4年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、医師の診療所長昇格に伴う人件費、新型コロナウイルス感染症に係る検査装置の整備等において

議案第40号 令和4年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、町道鷲峰山線祝橋架替工事に伴う水道管布設替工事に係る増額等において



議案第41号 令和4年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、町  
道鷲峰山線祝橋架替工事に伴う下水道管布設替工事に係る減額等にお  
いて

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは議案の説明をさせていただきたいと思えます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第38号

令和4年度和束町一般会計補正予算（第3号）

令和4年度和束町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,350万円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億910万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用する

ことができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年9月21日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明を続けさせていただきます。

15款国庫支出金、3億9,342万2,000円、1,685万4,000円、4億1,027万6,000円。

16款府支出金、1億8,491万9,000円、2,232万5,000円、2億724万4,000円。

18款寄付金、22万円、22万7,000円、44万7,000円。

19款繰入金、1億7,102万3,000円、192万円、1億7,294万3,000円。

20款繰越金、1,590万5,000円、653万2,000円、2,243万7,000円。

21款諸収入、5,980万5,000円、14万2,000円、5,994万7,000円。

22款町債、5億6,190万円、2,550万円、5億8,740万円。

歳入合計でございます。37億3,560万円、7,350万円、38億910万円。

1枚おめくりください。

続いて、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1款議会費、5,332万9,000円、4万1,000円、5,337万円。

2款総務費、6億1,661万6,000円、△1,483万3,000円、6億178万3,000円。

3款民生費、11億6,305万9,000円、3,328万8,000円、11億9,634万7,000円。

4 款衛生費、5 億 2,282 万 5,000 円、341 万 2,000 円、5 億 2,623 万 7,000 円。

5 款農林業費、1 億 3,705 万 4,000 円、1,764 万円、1 億 5,469 万 4,000 円。

6 款商工費、8,644 万 6,000 円、1,394 万 6,000 円、1 億 39 万 2,000 円。

7 款土木費、3 億 4,888 万 2,000 円、1,990 万円、3 億 6,878 万 2,000 円。

8 款消防費、2 億 284 万 8,000 円、10 万 6,000 円、2 億 295 万 4,000 円。

歳出合計につきましては歳入合計と同額でございます。

1 枚おめくりください。

続きまして、第 2 表 繰越明許費でございます。

8 款消防費、1 項消防費、事業名：小型動力ポンプ付積載軽消防自動車整備事業、金額：650 万円でございます。

1 枚おめくりいただきまして、続きまして、第 3 表 地方債補正でございます。

#### 1. 追加

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明申し上げます。

石寺景観前駐車場整備（過疎対策）、1,300 万円、証書借入又は証券発行、年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

続きまして、2. 変更でございます。

こちらにつきましても、起債の目的、補正前の限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明をいたします。

和東保育園改修事業（過疎対策）、1億3,470万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、先ほどの地方債補正の追加の内容と同様ですので、省略をさせていただきます。

また、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましても同様でございますので、金額の説明とさせていただきます。

和東保育園改修事業（過疎対策）、1億3,470万円、1億3,840万円。

和東保育園耐震事業（緊急防災・減災事業）、2,670万円、2,300万円。

総合保健福祉施設整備事業（過疎対策）、1億8,560万円、1億9,870万円。

橋梁補修事業（過疎対策）、400万円、500万円。

1枚おめくりください。

祝橋整備事業（過疎対策）、4,530万円、4,490万円。

石寺橋整備事業（過疎対策）、560万円、910万円。

臨時財政対策債、2,550万円、2,080万円。

補正前の計でございます。4億2,740万円。

補正後につきましては4億3,990万円でございます。

続きまして、資料No.38 予算に関する説明書により説明を続けます。

1ページから4ページにつきましては議案書と重複しますので、省略をさせていただきます。

5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。

なお、主なものの説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目農林業費国庫補助金、補正額が1,764万円でございます。

主な内容でございますが、1節農業費国庫補助金、コロナ対応地方創生臨時交付金（茶業経営支援給付金）1,764万円でございます。

16款府支出金、2項府補助金、2目民生費府補助金で補正額が2,231万円でございます。

これにつきましては、1節社会福祉費補助金ということで、地域密着型サービス等整備助成事業補助金2,231万円を計上させていただいております。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額が653万2,000円でございます。

1節前年度繰越金、純繰越金として653万2,000円計上させていただいております。

7ページ、8ページをお願いいたします。

22款町債、1項町債、2目民生債、補正額が1,310万円。

こちらにつきましては、1節社会福祉債、過疎対策事業債（総合保健福祉施設整備事業）1,310万円を計上しております。

また、同款、同項、8目商工債でございますが、補正額が1,300万円。

こちらにつきましては、1節商工債、過疎対策事業債（石寺景観前駐車場整備事業）として計上させていただいております。

9ページ、10ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

こちらにつきましても主なものの説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費、補正額△1,838万9,000円。

主な内容につきましては、4月の人事異動に係る人件費の減額を今回させていただいております。

11ページ、12ページをお願いいたします。

同款、同項、2目企画費、補正額が338万4,000円。

主な内容につきましては、18節負担金補助及び交付金300万円。こちらにつきましては、まちづくり企画推進事業費の茶源郷まつり補助金ということで300万円計上させていただいております。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で補正額が1,500万円でございます。

こちらにつきましては14節工事請負費ということで、総合保健福祉施設整備事業、仮設駐車場整備として1,500万円を計上させていただいております。

同款、同項、3目老人福祉費、補正額が2,231万円。

こちらにつきましては18節負担金補助及び交付金ということで、老人福祉諸経費、簡易陰圧装置設置経費支援補助金ということで、介護老人福祉施設に係ります補助金2,231万円を計上させていただいております。

次に、同款、2項児童福祉費、3目保育所費で補正額が△417万9,000円。

こちらにつきましても、4月の人事異動に係る職員人件費の減額でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費で補正額が245万円。

主な内容につきましては、12節委託料で165万円、また18節負担金補助及び交付金で80万円。内容につきましては予防諸経費ということで、予防接種等委託料165万円、小児インフルエンザ予防接種費用助成金80万円が主な内容でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

5款農林業費、1項農業費、4目茶業振興費、補正額1,764万円でございます。

主な内容でございますが、18節負担金補助及び交付金1,760万円。こちらにつきましては、茶業経営支援給付金事業の給付金1,760万円が主なものでございます。

6 款商工費、1 項商工費、2 目観光費、補正額 1,394 万 6,000 円でございます。

主な内容でございますが、12 節委託料 1,334 万 6,000 円、石寺景観前駐車場整備事業委託料として 1,300 万円を計上させていただいております。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、2 目道路維持費で補正額が 1,800 万円。

主な内容につきましては、12 節委託料 300 万円、14 節工事請負費 1,500 万円。事業につきましては、道路維持補修費ということで、それぞれ町道維持修繕工事に係る委託料・工事費を計上させていただいております。

17 ページ、18 ページをお願いいたします。

同款、同項、3 目道路新設改良費、補正額が 140 万円。

主な内容でございますが、12 節委託料で 850 万円。こちらにつきましては、祝橋整備事業、補償補填及び賠償金、補償金の 850 万円の減額並びに 21 節では石寺橋整備事業の委託料、測量設計業務委託料で 850 万円の計上をさせていただいております。

19 ページ以降につきましては給与費明細を載せさせていただいております。後ほどお目通しのほうをよろしくをお願いいたします。

なお、特別会計につきましては各課長のほうより説明しますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

おはようございます。

続きまして、私のほうから、議案第 39 号についてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくをお願いいたします。

議案第 39 号

令和4年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,840万円とする。

2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月21日提出

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

4款府支出金、0円、157万8,000円、157万8,000円。

5款繰越金、80万円、152万8,000円、232万8,000円。

6款繰入金、3,879万円、19万4,000円、3,898万4,000円。

歳入合計、9,510万円、330万円、9,840万円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

歳出も同様に、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1款総務費、6,781万7,000円、172万2,000円、6,953万9,000円。

2款医業費、2,697万円、157万8,000円、2,854万8,000円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.39、予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

なお、1ページから4ページの総括は議案書と重複しますので、説明は省略させ



ていただきます。

最初に5ページ、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款、項、目、補正額の順に申し上げます。

主なもののみとさせていただきたいと思えます。

4款府支出金、2項府補助金、1目医業費補助金、補正額157万8,000円、1節医業費補助金で、新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金として157万8,000円でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額152万8,000円、前年度繰越金でございます。

また、6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額19万4,000円でございます。一般会計繰入金で、新型コロナ対応ということで19万4,000円の繰入れでございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額172万2,000円。内容といたしましては、冒頭、町長からの提案理由にもございましたように、常勤医師の診療所長昇格に伴う職員人件費の増でございまして、671万3,000円の増でございます。

また、7節報償費579万円の減、8節旅費118万7,000円の減、12節委託料179万2,000円の増でございます。こちらにつきましては、4月から非常勤の診療所長として勤務いただいていた医師につきまして、契約が一個人から医師が所属する医療法人との契約に変わったこと、また、それに伴いまして勤務日数の変更に伴うものでございます。

17節備品購入費につきましては、庁用備品の購入ということで19万4,000円の増でございます。

続きまして、2款医業費、1項医業費、2目医療用消耗器材費、補正額157万8,000円、17節備品購入費で、感染症遺伝子検査装置の購入で157万8,000円でございます。

9ページ以降に給与費明細をつけておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

以上で、議案第39号 令和4年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第40号及び41号についての説明をさせていただきます。

議案書をお開きください。

議案第40号

令和4年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ510万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,440万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年9月21日提出

和束町長 堀 忠雄

議案書をおめくりください。

第1表 歳入でございます。

一般会計同様、款、補正前の額、補正額、計で説明させていただきます。

2款分担金及び負担金、補正前の額122万6,000円、補正額450万円、572万6,000円。

9款町債、3,330万円、60万円、3,390万円。

歳入合計、2億930万円、510万円、2億1,440万円。

おめくりください。歳出でございます。こちらも同様の説明とさせていただきます。

1款総務費、8,527万2,000円、60万円、8,587万2,000円。

2款施設費、50万円、450万円、500万円。

3款公債費、1億2,252万7,000円、0円、1億2,252万7,000円。

歳出の合計につきましては、歳入の合計と同額となっております。

おめくりください。

第2表 地方債の補正でございます。

#### 1. 変更

起債の目的、補正前、補正後、限度額、起債の方法、利率、償還の方法でご説明させていただきます。

資本費平準化債、1,940万円、証書借入又は証券発行、利率：年5.0%以内（ただし、利率見直し方法で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくはは

低利に借換えすることができる。

補正後、2,000万円、あと、起債の方法、利率、償還の方法は同様でございます。

計、補正前1,940万円、補正後2,000万円。

以上でございます。

それでは、資料No.40をお開きください。

総括は省かせていただきまして、5ページ、6ページの歳入から説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

2款分担金及び負担金、1項分担金、1目施設費分担金として1節施設費分担金（現年度分）450万円を工事費分担金。

9款町債、1項町町債、1目簡易水道事業債、1節簡易水道事業債60万円、資本費平準化債です。

おめくりください。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、10節需用費で一般管理費の需用費として光熱水費35万円、医薬材料費25万円の補正をさせていただきます。これにつきましては、資材等々の高騰による分でございます。

2款施設費、1項施設費、1目施設費、14節工事請負費、普通建設単独事業費としまして、町道鷲峰山線祝橋架替工事に伴う水道管布設替として450万円を計上させていただきます。

以上、簡易水道事業の説明とさせていただきます。

議案書にお戻りください。

議案第41号の説明をさせていただきます。

議案第41号

令和4年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,180万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月21日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入から。

こちらと同様の説明とさせていただきます。

1款分担金、780万円、△150万円、630万円。

歳入合計につきましては、2億5,330万円、△150万円、2億5,180万円。

おめくりください。

歳出でございます。

2款管理費、5,201万5,000円、△150万円、5,051万5,000円。

歳出合計につきましては歳入合計と同額となっております。

それでは、予算説明資料No.41をお願いいたします。

こちらも総括を飛ばさせていただきます、5ページ、6ページからの説明とさせていただきます。

まず、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目下水道分担金、5 節工事費分担金△1 5 0 万円、工事費分担金（現年度分）として1 5 0 万円減額させていただきます。

おめくりください。

歳出でございます。

2 款管理費、1 項施設管理費、2 目管渠管理費、1 4 節工事請負費△1 5 0 万円、町道鷲峰山線祝橋架替工事に伴う下水道設備等工事の1 5 0 万円でございます。

これにつきましては、一般会計、資料N o . 3 8 の1 8 ページの工事に関わるものでございます。左岸側にあります家屋の補償の関係の工事がこの8 月に整いまして、その関係で工事を左岸・右岸を入れ替える関係で、下水道事業を減額、水道事業を増額ということで事業を進めさせていただきたいと思っております。

ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

2 番、高山議員。

○2 番（高山豊彦君）

確認の意味で質問させていただきます。

まず、一般会計の説明資料の1 6 ページなのですが、茶業経営支援給付金事業として1 , 7 6 0 万円ということでございます。これの内容について教えていただけますか。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山議員のご質問にお答えをいたします。

補正予算といたしまして計上させていただきました茶業経営支援給付金事業でございます。こちらにつきましては、コロナ禍におきまして肥料価格が過去最高水準とな

るほど資材の高騰により茶農家の皆さんが厳しい経営に直面されている中、その影響を少しでも緩和することができればとの考えから、基幹産業であります茶業を営んでいる皆様に高騰する肥料購入費の一部を支援させていただく目的の事業でございます。

肥料につきましてはお茶の品質に大きく影響するものでございます。給付額につきましては、お茶を栽培されている経営面積に応じまして、10アール当たり一律4,000円といたしまして、積算の上、給付額とさせていただくように考えております。例えば、2ヘクタール経営されている方でございましたら8万円が給付額となります。また、交付額の上限は設けておりません。

今後の進め方につきましては、まず、事業内容の周知を11月広報紙にさせていただきまして、できるだけ早く申請の受け付けに入らせていただく予定でございます。

以上、大まかでございますが、事業内容でございます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

非常に肥料の高騰で困っておられると思いますので、これは助かると思います。

また、漏れのないようにしっかりと広報していただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

続きまして、その下の石寺景観前駐車場整備事業についてでございます。

今回予算を計上していただきましてありがとうございます。これにつきまして、先日の一般質問の中で来年度当初からそういう事業を進めていただけるということがございました。この一般質問のときにもお願いさせていただきましたが、やはり来年の春のゴールデンウィーク前後の渋滞緩和の対策というのも必要かと思ひますし、そういう意味では、なるべく早く測量設計等の事業をスムーズに進むように事務のほうを

進めていただきたいと思いますのと、一番時間を要する農振地の解除の手續かと思  
いますし、これにつきましても京都府に確認しますと、申請してから3か月から4か月  
ということでございます。そういう意味では、町内の手續によってその期間というの  
は定まってくるのかなというふうに思いますから、やはりそこについては、よりスム  
ーズに運ぶように農村振興課長のほうでもご努力いただきたいと思いますと思  
いますが、それ  
ぞれ課長、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

お答えさせていただきます。

今の高山議員のご質問につきましては、農業振興地区の解除ということでございま  
すが、解除につきましては関係課と協力いたしまして早急に京都府のほうに呼びかけ  
させていただいて、解除のほうスムーズに行くように進めさせていただきたいとい  
うふうに考えているところでございます。

また、設計・測量委託料につきましては、一応、計画を前倒しさせていただいて今  
回計上させていただいたという経緯がございますので、ご理解いただきたいと思います  
うふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ぜひ、スムーズに事務を進めていただきたいと思います。よろしくお願  
いいたしま  
す。

最後に、その下の町道整備でございます。これについて具体的に説明をお願いした  
いと思  
います。



○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

今回計上させていただいています16ページの14節でございます。これにつきましては、ほぼ排水の整備の関係でございます。この前の8月の豪雨のときに特に確認をさせてもらった分と、それから老朽化が進んでいて、以前から区のほうから要望をいただいている分を中心に行いたいと考えております。

ここに計上させていただいておりますのは、白栖1か所、別所1か所、柚田1か所、湯船1か所の4か所を計上しております。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

道路補修ということでございます。以前もお願いをしておりましたけれども、白栖撰原線、要するに、白栖口のバス停から橋を渡って上のほうの道路です。これにつきましても随分、山が崩れてきて、途中で離合できない状況もございます。そういったところの補修も今後考えていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

白栖撰原線につきましてでございます。現在のところ、どういう事業が一番いいかということで考えているところではございます。ただ、京都府のほうがよくやっています1.5車線改良のやり方もございます。偶然にも白栖撰原線につきましては用地買収が全て終わっておる関係もありまして、法面は全て町の所有地となっておりますので、現在でいいますと、撰原下島線で行っています国土強靱化事業、こういうような事業が入らないか、今後も含めて京都府で今、調整を図っているところではござい

すので、かなりの距離もありますので、事業採択がされましたら、そちらのほうの事業にかかりたいというところで今、準備を進めております。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今、高山議員のほうからも話がありましたけれども、まず先ほど出ました茶業経営の支援給付金についてでありますけれども、先ほど内容について説明いただきました。それで、確認なんですけれども、今回、町のほうの単独事業ということでやっていただくんですけれども、これまでこういった給付金については京都府などが関わった場合はJAとかが窓口になる分もありましたけれども、今回は町のほうが直接窓口としてやっていただけるということで確認していいのかどうかということと、それから、今こういった肥料の高騰についての対策ということで、国のほうも今、農林水産省の関係等で一定予定されているという話も伺っているんですけれども、その辺、今後のそういった動きというものがどのようにになっているのか、その辺も含めて説明をお願いします。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

岡本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、今回の補正予算に計上させていただきました茶業経営支援給付金事業につきましては町の単独事業となります。以前、国や京都府の事業でJAが窓口になっていたようなことがございましたが、この事業につきましては町が完全に窓口ということで進めさせていただきます。

また、ご質問にございました今後の国の事業に関することですが、肥料価格高騰対策事業ということで、現在、国のほうで実施に向けて動かれているところでございます。簡単に概要をご説明させていただきますと、肥料価格の高騰による農業

経営への影響緩和のために化学肥料の低減に取り組む農業者の皆様には、肥料費を支援するという事業でございます。支援の対象となる肥料につきましては、令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料、本年の秋肥と来年の春肥が対象となるということでございます。

支援内容につきましては、化学肥料低減の取組を行った上で、前年度から増加した肥料費について、その70%を支援金として交付されるという事業でございます。また、こちらにつきましては、化学肥料の低減等、幾つか取り組んでいただかなければいけない事柄もあり、その計画等も必要だということで伺っております。

今後のスケジュールといたしましては、本年10月から秋肥の申請の受け付けをされるということで聞いておったのですが、京都府におきましては、京都府を統一した形で、秋肥・春肥を一括した形で来年の2月から申請の受け付けを開始するというように聞いております。

申請につきましては、京都府の農業再生協議会というところが実施主体となり進められ、各市町村のほうに下りてくるというところでございます。実際の申請につきましてはもう少し先ということになるところでございます。また、詳しい内容が分かり次第、農家の皆様等にいろいろ周知をさせていただくところでございます。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

町のほうの給付金については、先ほどもありましたように、速やかに行き渡るように順次準備を進めていただきたいというふうに思いますし、また、国が今、準備している支援につきましては、やはり何かといろいろと条件をつけたがる場所があるんですけども、今かなり深刻な高騰ということもありますので、あまり農家の中にそういった区分けといたしますか、区別がされないように、多くの農家が対象になるように、

今後とも町長も含めて要望のほうは強めていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

それで、町長にお聞きしておきたいんですけども、今回の茶業経営支援というものが出ておりますように、本当に異常な物価高というもので、原材料費等の高騰ということが背景にあるわけですけども、この秋以降も、いわゆる生活に関わることも含めまして値上げラッシュが既に起こっております。そういった意味では、今後の取組自身は大変大事になってくると思うんですけども、ご存じだと思いますけども、内閣府の地方創生推進室というところから9月14日付で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の取扱いについてという連絡が入っているというふうに思います。その中では、重点交付金というものが今回6,000億円の規模として提示されていることや、また、その対象になるメニュー等が生活者支援と事業者の支援ということで、合計8つのパターンというものが示されるなど、一定そういう支援の方向性が示されております。

これを見ておりますと、10月31日が申請の期限というふうに明記されておりますけども、今後、町としてこういった重点交付金の活用方向というのはどのように検討されるのか教えていただきたいのと、それから、これをもしやったとしても実際に交付されるのは年末とかいうことになってくると思うんですけども、大変テンポが追いつかないという状況があります。そこで、町としても令和3年度の決算でも出ておりましたように、財調基金自身が令和3年度末で9.7億円積み立てていただいているという状況があります。その一部でも活用していただいて、やはり迅速にまず具体化していく、実施していくということも町として大変必要じゃないかというふうに考えておるんですけども、今後12月議会を待たない臨時議会も含めてこういった取組を迅速に具体化いただきたいなというふうに思っているんですけども、その辺も含めて今後の取組について説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今も国のほうでは各所にわたりまして、コロナに関係して、先ほどの農林水産省の関係で言えば、原材料とか肥料等の高騰の対策とか、また、いろいろと事業に取り組んでいるわけです。今、言われる内容についてもいろいろ項目に分かれて、これまでからもそういう内容もあるわけなんですけど、町としては今までどおり、和束町にとって何が必要なのか、どういうものをその事業に乗せていくか、これは引き続き切れ目なく検討し、対応してまいりたいと、このように思っております。

そういう意味におきまして、国等の動きというのは把握していくことも非常に大事でありますので、そういった面も含めて、町のほうでも、先ほど申しあげましたように、切れ目なく検討し、適切な対応をしていくということで努めていきたいと、このように思います。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今、9月末を期限に商品券の使用というものも期限を迎えようとしております。今回9月補正で言えば茶業支援のことが具体化されているわけですが、この間、マスコミでも言われていますように、いわゆるこの冬は大変寒さが厳しいんじゃないかということで予報も出ております。そういった意味では、今後、暖房等エネルギー関係、また電気代、灯油とか、そういったものの消費というものが大変想定もされるわけですので、既に他の自治体においてはこういった部分への支援というものも具体化されているところもございますので、そこはぜひ迅速に、具体的に生活者の方に届くような支援を今後とも検討いただきたい。これはまた今後、随時要望もさせていただきたいと思っておりますけども、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、先ほどと重なるんですけども、石寺の景観前駐車場整備のことについて私からもお聞きしたいんですけども、先ほど今後の全体的な方向性というものが説明されたんですけども、具体的にお聞きしたいんですが、石寺の景観前と言いますけども、そもそも今度の駐車場というものがどこに整備される予定なのか、それから、駐車台数はどの程度予定されているのかというのをお聞きしたいのと、そもそも今回、町としてその土地を確保して駐車場を整備するということは、一定、町営と言いますか、そういった格好になるのかどうか、整備されたあかつきの管理方法はどのように考えておられるのか、そのあたりを説明いただけますでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

はい、お答えさせていただきます。

今回整備する場所でございますが、地番で申しますと、石寺小字野ヶ平2番地、3番地、4番地、5番地1の一部でございます。5番地1につきましては分筆させていただき予定でございます。

駐車場の整備台数でございますが、一応、これまでの来訪者の駐車違反を考慮しまして、やはり20台以上止められるように整備したいというふうに考えているところでございます。

駐車場の整備後は町有地ということになるわけでございますが、管理運営につきましては、今のところ石寺区が立ち上げられる地縁団体のほうに管理運営を委託させていただくというような考え方をしております、一応、石寺区にはその旨をお伝えしているという状況でございます。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる先ほど言った番地あたりに20台規模ということで予定されておりますし、管理については、町有地ではありますけども、地元区の関係で実際は管理いただくという方向で今、検討されているということでありました。

それで、今回の駐車場の整備につきましては、地元の大変大きな要望であるということもありますし、実際のところ、私も目にしたことはもちろんありますけども、駐車状況が大変よくないと。大変危険な状況もあるということで、そこを解消していくという意味では、地元の方も駐車場にそれが全部入っていただければ解消できるんじゃないかということで考えておられることもありますので、今回の整備については理解できるわけなんですけども、ただ一方で、やはりそういった車両がある意味入りやすくなるという状況も一方で出てくると思うんですね。駐車場ができたとなれば、やはりそこに来られた方が、あそこに一定の駐車場ができたので車でも入りやすくなっているということで口コミも含めて伝わる中で、今までよりもさらに車でもそこに入っていかれるという機会というのが増えていくことも想定されると思います。その場合どうしても問題として出てくるのが交通安全上の事故であるとか、そういった安全対策をどうしていくのかということがさらに今後とも重要になってくるというふうに思うんですね。そこを整備するに当たっては想定される車両の増加であるとか、また、そこに起こってくる交通安全上の対策であるとかというのはどのように想定されているか、また、どう対応されようとしているか、その辺いかがでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

駐車場整備による来訪者の増加による交通安全ということでございますが、一応、駐車場が当初できたということは、来られた方につきましては認識が非常に薄いのかなというふうに感じておりますので、そこは今度は管理委託させていただく石寺区と

協議させていただいて、スムーズに誘導できるような形で調整をさせていただきたいというふうに思っております。

石寺区景観前につきましては非常に坂ということでございますので、一部サイクリングコースということもなっておりますので、道路標識に注意喚起ということで対策はさせていただくということで、この前、高山議員の答弁にもさせていただいたとおり、そちらについては町道ということでございますので、今後、道路管理者と協議させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今後この駐車場の整備もそうですし、あと、石寺橋の架け替えということも併せて今、取り組んでおられる中で言いますと、より車両自身は入りやすい環境になると思うんですね。それ自身はいろんな方があそこの景観資産に対して見ていただけるという環境を広げていくという意味もありますけども、一方で、多くの車両が地域に入っていくという環境にもなっていくということもあると思うんです。

この間、コロナ前にいわゆる大型バスが高橋のバス停に横づけして、そこからお客さんを流してというようなことが起こる中で、大変混乱と言いますか、危険な状況があったことも思い出すんですけども、今、観光施策について言いますと、どうしても何か起こってから何かするみたいな後手の対応というものが大変多いと思うんです。そういう意味では、今後どうやってそういう方を招き入れるかという方法についてはしっかり考えていただく必要があるなというふうに思っています。

いろんな方が来ていただくのは歓迎すべきことですが、ただ、やはり基本的には、多くの外部からの車両が生活空間でもある地域に流入してくるというのは、私は極力避けたほうが良いというふうに思っているんですね。できたら和東茶カフェの裏の駐車場等、一定、車をまとめて置いていただく中で、よく観光地とかでやられています



パーク・アンド・ライドという方式がありますけども、そういった方法をできるだけ取っていただく。この間、カートであるとか、そういったものも使ってはいただいておりますけども、やはり町としてどういう方向でそういう観光の方を迎え入れるのか、見ていただくのかという意味での筋を通した方向性というのも、こういった駐車場の問題で起こっている中で、あっちこちに駐車場を整備するという方向で対応するのか、それとも、あまり車両が地域内に流入しない中で生活環境も守っていくという方向で考えていくのかということが、ぜひ、この整備の検討の中で前提で考えていただきたいなというふうに思っているんですけども、その辺、町長のお考えはいかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今回の事業は何と言ってもいろんな事業が入りますけども、地域がどう発展していくか、そして地域の生業景観、そして生業そのものもどう充実していこうか、これが一番主であります。その意味におきましても、この在り方についてこれまでから地域の皆さんと話してきました。

今現在、石寺区の皆さんは地域づくりをどうしていこうかということで、積極的な組織を立ち上げておられます。これはまちづくりという観点から入れた組織、そしてどうしていこうかということを立て上げておられます。そうした方たちの意見も入れながら、これをどうしていこうか。これからは単に駐車場じゃなしに、景観を生かして、どう地域のものにしていくか。そして、地域のそうした生業事業をどう充実させていくかの中で、地域の福祉増進に当たっていくか、ここだと思っております。そういう意味で、これらからも引き続いて住民の皆さんとは話していかなきゃならん。

100点満点をつくってからスタートじゃなしに、地域の皆さんとどうしていくべ

きかということはこれからも問題が生じてくると思います。当然、交通の問題も生じてきます。そして、その問題は管理者としてどうするのか。こういう事業が入ってくることと併せて道路の整備とか、また、橋の付替えを早期にしなければならんと、そういう要求にもこれがつながっていくわけですね。そして、一つ一つ前進させていくと、そういうことでこれからも地域の皆さんと話をしていきたいと思います。

それと今ご提案がありましたように、ヨーロッパではよくはやっておるんです。都市には車を入れない。そして、都市の郊外に駐車場を設けて、そしてそこから専用の車とか移動手段を講じるというのは、ヨーロッパの都市計画の中に交通関係としてあるわけなんです、今、言われたように、この地域もそういった方法を取り入れるというのも一つの方法だろうと思います。

そういうことも併せて、この石寺区という地域だけじゃなしに西部地域全体とか、和東全体とかいう効果からどうするべきかというのは、町全体とか関係団体、また皆さん方とも相談しながら、そういった手法もありだと思えます。全部そこへ近づけて持っていくんやなしに、あるところへ集めて、そこから専用とすると。ヨーロッパ方式ですね、そういう都市方式というのは早くからヨーロッパでは取り入れられておりますし、今、日本でも歴史的に守らなきゃならん地域ではやられております。京都市でも一部それを取り入れられて車が入れないところがあるわけなんです、そういう方法というのは私も検討の中で十分これからしていくべきだと。住民の皆さんと一緒に考えていくまちづくりというのはこれからも論議をしていくべきだと思います。

今、駐車場というふうにご提案しましたけども、駐車場だけで止めていくんやなしに、地域の発展の拠点になるような、そういうものになって、今後またそれが少ないからこうしよう、ああしようとか広がっていく可能性がある。そういう町の発展、地域の発展の第一歩になればと、このように願っておりますので、ご理解をよろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

そこはぜひよろしくお願ひしたいと思ひますし、和東の景観観光というのは、観光空間と生活空間の区別というものがなかなか取りにくいという状況があります。そういう中で、この間も、ある地域などの景観ではいろいろハレーションと言ひますか、問題が起こったりとかして、なかなか地域の理解が得られにくいような状況も生まれてゐるところもござひます。そういった面で、町としてぜひ芯の通った今後の方向性を検討いただきたいというふうにお願ひします。

一般会計の14ページの小児インフルエンザ予防接種費用助成金についてですけども、一応その内容についてお聞ひしたいのと、先日も一般質問等でも話しましたけども、やはりインフルエンザの予防接種の補助の対象拡大ですね、義務教育までで言えば中学生、また医療費の無償化という部分での対応で言えば高校生ぐらいまで対応いただけたらというふうにお願ひしておりますけども、その辺の対応も含めて説明をお願ひしたいと思ひます。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

今、岡本議員からありました小児インフルエンザ予防接種費用の助成でござひますが、この80万円につきましては、従来予定してあります小学校6年生までの補助の部分でござひます。補助の部分にプラスこの80万円で、今年度につきましてはコロナとの同時流行を予防するために完全無償化するというための費用でござひます。

今、岡本議員からもありましたように、対象でござひますが、対象につきましては、今年度につきましても小学校6年生相当までを対象と。子供につきましては、6か月から小学校6年生相当までの対象で今年度無償にさせていただきます。

ご質問の中にありました義務教育なり和東町がやっております18歳までの医療費無償化という中で、そこまで考えられないのかというところが従前からご質問ともいただいておりますが、そちらのほうは日々ずっといろいろ研究しながら、国内、近畿、近隣市町村等の補助事業等の動向を見ながら、普段から研究調査しているところでございます。これにつきましては、まだまだ今後検討していく中で、よりよい方向で示していけたらなと思っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩します。

休憩（午前11時37分～午後1時30分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

それでは、私のほうから二、三点お聞きしたいと思います。

まず、細井事務長にお聞きしたいんですけど、予算に関する説明書8ページですけど、診療所医師派遣業務委託料として179万2,000円というような形で載っているんですけども、朝からの説明で4月に先生が来ていただいたときには個人契約だったと。今回は医療法人を通しての契約ということになっているんですけど、その辺の説明をお願いしたいです。

○議長（岡田泰正君）

診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

4月から医療法人千春会の菊池先生に来ていただくことになりました。そのいきさ

つ等につきましては3月の議会等で町長からも説明申し上げたとおりで、1月末の時点で次の常勤の先生が決まらないということで、わらくの関係法人である千春会のほうに支援のお願いを行かせていただいて、4月から先生を1人出していただくということになったんですけれども、当初、法人との契約ということで考えておったんですけれども、法人のほうの定款と言いますか、寄附行為になるのか詳しくないんですが、その中に医師の派遣というのが法人の事業目的の中に入っていないので、その辺、クリアする必要があるということで、それに二、三か月かかるということで、当初は個人の先生との契約ということで契約をさせていただきました。

その後、医療法人のほうの条件のほうも整いましたので、6月から副所長ということで牛込先生に来ていただいたんですが、7月から所長ということになりましたので、そのタイミングと合わせて個人との契約を法人との契約に変えたというところでございます。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

それでは、確認ですけれども、牛込先生は個人契約ということで捉えてよろしいんですか。

○議長（岡田泰正君）

診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

今の私、答弁申し上げたのは、千春会の菊池先生の話でございます。牛込先生につきましては、6月から和束町の職員として採用された先生でございますので、今の契約の話は菊池先生のほうでございます。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○ 4 番（村山一彦君）

ありがとうございます。よく分かりました。

そして、一般会計ですけど、12 ページ、茶源郷まつり補助金として300 万円計上されているんですけども、今日は9月21日ですね。ところが、茶源郷まつりをどのような形でやられるのか、いつやられるのかまだ聞いてないんですけど、その辺の説明をお願いしたいです。

○ 議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○ 総務課長（岡田博之君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

茶源郷まつりにつきましては、3年前に11月の第1週、これを利用していただきまして、山の家グラウンドで実施をさせていただきました。一昨年と昨年につきましてはコロナの感染があったということで、現場での事業は中止しまして、オンラインという形で茶源郷まつりを実施させていただきました。

今年度につきましても、一定、コロナの感染対策等も踏まえ検討しておったわけなんですけども、実際、この9月7日に商工会と協議をする場がございまして、商工会のほうで全面的に協力をしようと。できたら、村山議員がおっしゃるように11月にはしたいんですけども、2か月を切っている状況で、やはり11月については難しいかも分かりませんが、事務局といたしましては、11月もしくはそれに近い月で実施をしたいと考えているところでございます。

なお、協力団体と言いますか、一緒にやってもらう事業者の方につきましては、和東町商工会、また営農組合の方にも再度お声がけをさせていただきまして、何とか現場で開催をしたいと思っております。

営農組合のアンケートを取らせてもらった結果なんですけども、村山議員が以前おっしゃっていたように、やはり高齢化の関係でなかなか営農組合として参加が難しい

というご意見はいただいておりますが、再度協力をお願いさせていただきまして実施をしたいということで予算を上げさせてもらっています。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

ありがとうございます。

今年は商工会の花火も盛況だったと聞いております。そして、農協のカラオケ大会もたくさんの方が来ていただいたということで、皆さんやはり楽しみにしておられるんですね。だから、早急にその辺の日にちとか、やり方は今までオンラインでしたけども、今度は現場でやるというようなことを積極的にPRをしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

ほかに質問ございませんか。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

12ページの総合保健福祉施設整備事業に関係してですけども、今回の1,500万円というのは、先ほど説明の中で仮設駐車場を整備する上での費用というふうに聞いておりますけども、この間、社会福祉センターの解体工事等の準備も今、進められているところなんですけども、以前にもお話しさせてもらったことがあるんですけども、それに伴って、今、福祉センターのほうで業務されています社協であるとか事業者がおられますけども、いわゆる老人福祉センターのほうに移られるということで、今、準備を進めておられます。それで確認なんですけども、老人福祉センターというのは、ご存じのように運動公園の隣接地にありまして、活道ヶ丘の診療所のところが

入り口・出口になっているという関係がございます。その道幅とかが大変狭い状況もありまして、奥に和東荘があったりとか、それからいわゆる事業者の関係の車両もそこで入っておられるということもあります。社協のほうも外出支援であるとかヘルパーさんの車両であるとか、社協職員の車両であるとか、いろんな意味でこれまで以上に車両の行き来が多くなると思いますけども、その辺の安全対策等は前にも触れていた面があると思うんですけども、10月から移転されるという話も聞いておりますので、具体的にどのような対応をされているかお願いしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

私のほうから答弁をさせていただきます。

工事につきましては、若干遅れているのがご指摘のとおりでございます。明日の入札で工事の業者が決まる予定をしておりまして、決まり次第、業者のほうと日程調整や工事調整をしながら、業務に支障がないような工事を進めたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

具体的にどのような工事を予定されているのか。実際、10月1日から老人福祉センターで業務を開始するということになっておりますので、あと10日ほどしかないという中で、実際のそこでの業務開始に間に合うのか、それとも間に合わない場合はどの程度までかかるのか、その辺いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）



工事につきましては、現在、山の家運動公園側に幾つかの退避場を造るという工事になります。工事につきましては、片側通行等の形で仕事を進めたいということで考えております。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いずれにしましても、もともと期日というのは決まっていたわけですので、移動するというかね、そういう点では業務に差し支えがないように進めていただきたいというふうに思いますので、それから、いずれにしましても、あそこは退避所が幾つかあったとしても、木の関係であるとか、カーブがあったりとか、今日、昼に確認してきたんですけども、かなり見えにくいところもございます。そういう点で、そういった意味での安全対策も含めて、奥には個人の家もあるということもありますので、そこも含めてしっかりとした対策のほうをお願いしたいというふうに思います。

次に、交通対策の関係なんですけども、今、9月の末から今、配っていただいたW a z C a rという実証実験というのを今、予定されていると思います。これはこの前配られて、9月26日から登録開始というふうになっているんですけども、その関係で確認しておきたいんですけども、この登録に向けて、今回これを配られて、一応これを見て、ああ、そうかというふうにはなるんですけども、見ておりますと字がすごく小さいんですね。実際に足に困っておられるとか、そういう方というのは大体高齢者の方が多いということもあると、大変見えにくい書類ではあるなというふうに思いましたので、そこは改善ができればお願いしたいんですけども、いずれにしても、今度、グリンティ和東のほうでそういう説明会といいますか、登録会というのをされるとなっているんですけども、要は、そこだけが説明する場なのか。ちゃんと利用してもらわないと実証運行にならないと思うんですよね。そういう点で、もう少し関連する老人クラブであるとか、乗っていただくことが想定されるようなところに意識的に

説明に行くであるとか、各地の集まりに顔を出して、そこで説明をするであるとかも含めて、せっかくやるんですから、やはり実証実験自身に参加してもらおうということ具体的に進めていく必要があると思うんですね。そういう点で、今現在、月末の説明会以外にどういう段取りで取組をされているか、その辺、内容があれば説明いただけますか。

○議長（岡田泰正君）

総務課行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回26日と29日、こちらは説明会ということで、来ていただく形で実施させていただきますけども、その他10月、11月、開始してからにつきましては、各地域でふれあいサークル等、社会福祉協議会がされている集まり等がありますので、そういった機会を通じまして、今、開催日のほうとかでされる部分で、もし、こういうご説明をさせていただける機会等がありましたら、そういう機会も設けさせていただきたいということで調整もさせていただいていますので、その中で、もしご要望等がありましたら行かせていただいて、こちらの説明であったりとか、予約とか、登録の仕方、もしくは登録をその場でしていただく等も今後していきたいと考えております。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

できれば、実証運行が始まる前にできるだけそういったところに行ってとか、またお願いして、そういう場を持っていただいたほうがよかったなというふうには思うんです。始まってからとなると、またいろいろとバタバタする面もありますので、今はそういう段取りで進めていただくという点では、そこはやってもらったらいいと思うんですけども、今からでもできるだけ早く周知ができる方法をぜひ取っていただきたい

いというふうに思うんです。

それで、もう一つ、今度、9月末からこれが実証運行されて、11月とか年末に向けてデータを積み重ねて、本格運行に向けて準備をされていくという段取りとは思いますが、ただ、この実証運行の結果というのはどう出るかというのは分からない面があると思うんですよね。そういった意味で、一応、今の町のほうは来年度から本格運行するというので、こういう車両も買われて準備に入っておられると思うんですが、ただ、やっぱり中途半端な結果をもって本格運行に入っていくとなると、せっかくそういう段取りをしたとしても十分使われていかないということにもなると思うんです。そういう点で、実証運行自身の結果というのは来年度の本格運行に向けてどこまで検証されて、どういう結果であれば本格運行にしよう、または、半年延ばそうとかいうことも含めた判断の基準というのは一応持っておられると思うんですよね。どんな結果であったとしてもやるというんだったら実証運行する意味がないので、そこは冷静に結果をどう見るかということをされると思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

総務課行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

今回、実証運行の後の本格運行に当たりましては、少なくとも湯船地域につきましては説明会等で5月に行かせていただいて、また近々にもご訪問させていただいてご説明等をさせていただきますので、少なくともこちらのほうについては、路線バスの代替交通として導入するに当たりまして、住民のご理解をいただけるようなサービス内容になるように、住民のご意見を十分反映させまして運行したいと考えておりますので、それに当たっては今回実証運行で料金であったりとか、乗降場所を一定指定させていただいておりますけれども、こちらのほうの利便性等はどうか、料金面もどのよ

うに感じるのか等につきまして、アンケートを車内のほうでさせていただきますので、そちらの結果を持ちまして、ある程度はサービス内容、こちらは今、案という形でお持ちのパンフレット等にも記載させていただいておりますけども、一定充実させるような方向は案としては我々としては持っていますけども、こちらを実際にそのようになるのかという部分は路線バス協議会であったりとかで協議させていただいて、最終的には、国だったり京都府であったり地域公共交通会議のほうで参加していただいている交通関係事業者のほうのご意見、助言等もいただきながら最終的に決定したいと考えております。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いろいろ中身的に私としても思いはありますけども、いずれにしても、ようやく具体的にどうしようかという中で検討がされているという意味では大変大事なことだとは思っております。それだけに、できるだけ緻密にデータも積み重ねながら、利用される路線として出発できたほうが、よりいいというふうに思うんですよね。そういう意味でも、この実証実験自身を成功させるということと、それからその中身をよく吟味して、拙速に進めるんじゃなくて、一定の Spann も持ちながら、ぜひそこはやっていただきたいということで、私も実証実験にはできるだけ参加できるようにはしていきたいと思うんですけども、そこはぜひ慎重にお願いしたいというふうに思います。

次に、老人福祉の関係で12ページですが、簡易陰圧装置設置経費支援補助金2,231万円というのが計上されておりますので、そこの説明をいただきたいのと、併せて、14ページの新生児聴覚検査委託料並びに助成金、ここの説明をお願いします。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

まず、今、岡本議員からありましたご質問の最初のほう、12ページの簡易陰圧装置の関係でございますが、これにつきましては町内にあります特別養護老人ホームのほうから陰圧装置をつけたいということで相談がありました。これは京都府の補助事業で、今回23基つけると。陰圧装置といいますのは、世間でも数年前からはやっています新型コロナだけではなく感染症関係を全般に対応するというもので、部屋にこれをつけた中で陰圧を変えて外に排出するというようなものでございます。これにつきましては2年前にもこの補助事業がありまして、そのときにはたしか短期入所の部屋に10基つけさせていただきました。本年度、特養部分の23部屋に23基設置した中で、今年結構大きく蔓延し、各老人施設等、クラスターを含め発生しているということで、今後を見据えた中でこういう装置を設置して感染症の対策をされていくというものでございます。

続きまして、次の14ページの新生児の聴覚検査委託料関係でございます。これにつきましては、この予算補正が通りましたら10月1日から開始する予定で準備しておるものでございます。実は今、新生児につきましては聴覚検査も任意でございますが、されております。この検査につきましては、従来、全額自費で保護者の方がお子さんにされているというものでございます。ただ、昨今、出生すぐに聴覚に異常をきたしているお子さんがおられると。ただ、生まれてすぐにはなかなか判断がつかないということで、この補助事業を元に、出生された皆さんが検査をしていただいて、全員が聴覚異常があるかないかを確認していただけるというために今回この事業を委託料として出させていただきました。

この委託料の2万9,000円につきましては、10月1日開始からの委託料、これは病院への委託料というものでございます。

その下の助成金につきましては、制度は10月1日から開始いたしますけども、今年度事業ということで、この4月1日から9月30日までに出生された方につきまし

ても、もう既に自費で支払いは終わられているとは思いますが、助成金という形で委託料と同額の金額を出させてもらうというためにこのような形で今回予算補正させていただいたものでございます。

ちなみに、この単価ですが、お子さん1人につきまして4,020円の単価で出させていただいているものでございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

分かりました。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、交通安全対策費の関係なんですけども、前にも確認したこともあるんですが、いわゆる通学安全ということで、特に和東中学校のバス停あたりの歯科医院があるところの横断歩道のところで点滅信号があるんですけども、そこは信号があっても車両が突っ込んでくることが多いということで、ぜひ、何らかの対策をしてほしいということで保護者の方等からいろいろとご要望も聞いてきたわけなんですけども、その辺は町としても認識いただいているというふうに思っておりますが、この間、警察等から一定予告信号等の設置等の方向性なども聞いたりしてはしたわけなんですけども、実際のところ、今、その辺のことも含めた安全対策というのはどのように今、進められようとしているのか、町としてその辺つかんでいることがありましたら教えていただきたいと思ひます。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の件でございます。場所は芳煎橋のところの点滅信号だと思います。これにつきましては、昨年、赤の時間帯を延ばすというような対応をさせていただいております。ただ、手前に木津方面から来る車のカーブがありますので、問題になっているという

ことで、これにつきましては、例年、京都府と和東町と警察で行っている点検、今回につきましては二学期は10月4日に行う予定をしております。

その部分と、それから事務的にですけども、1か所に集まってそのような会議も開かれるようになっております。このときにも警察と和東町、それから京都府全てがこの信号についての対策を考えていかなければならないということで認知をしているのは事実でございますけれども、具体的な方向性については公安協議が入りますので、公安のほうからの協議がまだ出ておりませんので、今の時点では前回お答えさせていただいたところから大きく進展はありません。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

その辺、かなり保護者の方と使われている関係者の方から数年前からそういうご要望も寄せていただいております、子供さんが使う横断歩道ということもありまして、朝は警察等の見守りもしていただいております安全対策をいただいているんですけども、下校時等は個別で帰られる子供も多い中で、いろいろ心配されていることもありますので、できるだけ具体的に、最低でも来年度ぐらいからは対策が行われるようにぜひ町としても要望を強めていただきたいというふうにこれは強く要望しておきたいと思っております。

最後に、コロナ対策で1点だけ確認しておきたいんですけども、先日、動画を見ておりましたら京都府の知事が記者会見をされておりました、コロナ対策についての今後の見直しについて言及されておりました。国が陽性者の全数把握の見直しというのを全国一律でやるということで、この26日から始まろうとしております。それを受けて京都府として一定方針が出されていたわけなんですけども、その辺、町として京都府からのそういった方針であるとか、実際の現場での対応であるとかいうのはどのようになっていくというところをどのように今、把握されているのか、その辺、説明

いただきたいのと、今後、実際に感染された方とか、また、不安を感じておられる方について一番大きな情報ですから、今後の対応についてはしっかりと周知もいただきたいというふうに思うんですけども、それも含めて今後どう対応されるのか、その説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、岡本議員からありましたように、国のほうからの一定の方針の下、都道府県に下りてきてということになっております。和東町といたしましては、基本的には従来と変わらぬ形で進めていくつもりでおります。当然、数の関係とか、特に今でしたら従来よりも患者数しか発表できていないと。前でしたら年齢層なりというところもありましたが、だんだんだんだんそういうような形にはなってきておりますが、この人数等々を住民にどれぐらいの広がりとかいうのとかもなかなかお示しできなくなるかもしれませんが、その分、町でつかんだ情報を住民に広く、早く公表できるような対策のほうは取っていきたいと思っております。

当然ながら、また新たな変異株が出てきたりとか、そして、またそれに対する対応策等々も出てくると思いますので、それについての住民への周知、そちらのほうを中心というのでシフトチェンジしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡田泰正君）

8番、畑議員。

○8番（畑 武志君）

16ページをお願いします。

午前中、高山議員、また岡本議員のほうからお尋ねがございました茶業経営支援給



付金です。これは9月議会の一般会計で7,350万円の補正のうち1,760万円の補正ということで、率にして24%がこの給付金になっておるわけでございます。再度、農村振興課長に確認という意味でお尋ねをしていきたいと思っております。

1反当たり4,000円の補助金を出すと。10月に広報紙で周知すると。令和4年の春肥から秋肥までというように私、解釈しておったんですが、それについてはいかがですか。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

畑議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、周知の方法につきましては、11月広報紙におきまして今回補正予算をご承認いただいた際には周知を進めていきたいと思っております。

内容につきましては、午前中に申し上げましたところでございますが、10アール当たり4,000円ということで支援をさせていただきたいと思っております。

対象の時期でございますが、今の秋肥のほうから価格が非常に高騰しているというところでございますので、町の分につきましても、この秋肥からを対象という形で一応考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

8番、畑議員。

○8番（畑 武志君）

令和4年の秋肥からということで、来年に向けてということですね。私、聞き間違っていたんですけども、今年の肥料分についてという考えを持っておったんですけど、令和4年の秋からずっと5年の6月までですか。そのように解釈してよろしいんです

か。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

畑議員のご質問にお答えをさせていただきます。

肥料の高騰につきましては、昨年から徐々に上がっているところではございますが、このたびの令和4年の秋肥からの上昇率が高いというところがございますので、この秋肥から来年の春肥の分につきまして対象という形でご理解を賜りたく存じます。

以上でございます。

○議長（岡田泰正君）

8番、畑議員。

○8番（畑 武志君）

ということは、面積については一昨年ですか、高収益のところでは面積を出しました。その面積どおりにいくということですね。支払いについては各個人の口座に振り込むと。団体じゃなしに各口座ですね、そういうことで間違いないですね。

11月の広報紙に出すということは、11月のれんけいか何かに出てくるんですか。そのように解釈してよろしいですね。分かりました。

それから、確認の意味なんですけど、村山議員のほうから茶源郷まつりについてのお尋ねがございました。これは9月の総務厚生委員会の中でも話が出ておりましたが、そのときはまだ検討中というように伺っておりました。今回は1日だけでやると、このように解釈してよろしいですね。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

畑議員のご質問にお答えさせていただきます。

茶源郷まつりにつきましては、これまで京都府の補助金、また団体の協賛金、個人の協賛金で運営をさせていただいております。これは3年前の実績になりますが、総額が600万円程度支出をさせていただいております。実際、京都府の補助金につきましては令和4年度から見直しが行われまして、和束町の実行委員会が実施しております茶源郷まつりにつきましては補助対象外ということになりましたので、やはり単費で600万円支出するというのは基本的には難しいと考えております。現在の300万円につきましては3年前と同様の補助金なんですけども、ですから、この金額でいきますと1日しかできないのかなという状況でございます。

工夫の中で何とかできたらいいんですけども、コロナの感染も踏まえまして検討する。村山議員のご質問にもお答えさせていただきましたが、現在、商工会の商業部と茶業部のほうが全面的に協力しようと。営農組合につきましては1団体でございますが、協力しようということでお声かけいただいておりますので、1日限りになるかも分かりませんが、開催をしたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

8番、畑議員。

○8番（畑 武志君）

商工会と営農組合が1団体、ほかの営農組合については高齢化等々で、私はよく言っているんですけど、営農組合はあつてないような団体のところもあります。組織だけのところもあります。それについても前回の補助金も一時積立てしていると。これはおかしいやないかと、私、こういうことも聞いたことがあります。それはそれとしておきまして、1日限りでも茶源郷まつりは規模を縮小してでもやるべきだと、このように思います。よろしく。

終わります。

○議長（岡田泰正君）

ほかに質疑はございませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第38号 令和4年度和束町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第38号 令和4年度和束町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

議案第39号 令和4年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第39号 令和4年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

議案第40号 令和4年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第40号 令和4年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

議案第41号 令和4年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第41号 令和4年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第7、発議第7号 安倍元総理の「国葬」に反対し中止を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。発議第7号の提案理由を申し上げます。

9月27日に政府が実施しようとしている安倍晋三元総理の「国葬」は、法的根拠がない以前に、明らかな憲法違反であり、憲法上も根拠のない許されない行為であります。憲法違反の行為を政府の一存で決め、国会に諮ることもなく国民の税金をつぎ込むことは無法行為であり、このようなことが許されるのであれば、日本は民主主義国家ではなく独裁的な専制国家と言わざるを得ません。そういった意味で、今回の「国葬」は絶対に中止すべきとの良識の声を本議会でも表明すべきと考え、本意見書を提案いたします。

それでは、意見書を読み上げまして提案に代えさせていただきます。

発議第7号

安倍元総理の「国葬」に反対し中止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和4年9月21日

提出者 和東町議会議員 岡本 正意

和東町議会議長 岡田 泰正 様

安倍元総理の「国葬」に反対し中止を求める意見書

政府は9月27日に、全額公費負担による安倍晋三元総理の「国葬」を実施する予定ですが、「国葬」実施には多くの問題点があり、中止すべきです。

そもそも「国葬」を行うための法的根拠がありません。天皇主権の旧帝国憲法下では、「国葬令」を根拠に、主に皇室関係者や当時の総理や元帥等の経験者など国家への貢献が認められた人が対象とされました。しかし、主権在民を基本理念とした日本国憲法の施行を受け廃止となり、法的根拠を失いました。

1967年に吉田茂元総理の「国葬」が実施されましたが、法的根拠はなかったとの国会答弁がされています。日本は法治国家であり、法的根拠がないものを実施し、予算を執行することは当然ながらできません。政府は安倍元総理を「国葬」にする理由に、「在任期間が最長」や「総理としての功績が大きい」等を挙げていますが、安倍元総理の政治的評価は国民の中で大きく分かれており、政府の主観的で一方的な評価で礼賛、賛美し、国民の税金をつぎ込むことは許されません。

政府は弔意の強制はしないとありますが、それを保障する具体的な手立ては何もありません。安倍元総理が無法な銃撃で亡くなったことは許せないことであり、心を痛め、お悔やみの気持ちを持つことは当然あることですが、それもあくまで個人の内心の自由であり、強制されるものではありません。

「国葬」実施への国民の賛否は、反対が賛成を上回る状況が広がり、到底、支持・理解されているとは言えません。政府は、「国葬」は民主主義を守る意志を示す場とも述べていますが、多くの反対、疑問の声を無視して実施を強行すること自身が民主主義を壊す行為です。

よって「国葬」には反対であり、中止を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月21日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

京都府相楽郡和束町議会

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

○6番（井上武津男君）

それでは、質問させていただきます。

この意見書では国葬を行うための法的根拠がないとされています。1999年の法律改正によって、国葬を内閣府設置法により行政措置で行われるということを決められました。これは与野党一致で決められております。法的根拠はないとされていますが、1999年から今日までこの法律が廃止された年月日とその経緯について説明をお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

はい、お答えします。

いわゆる今、根拠法とされているのが内閣設置法ですか、質問の趣旨がよく分からない面もあるんですけども、基本的に戦前の国葬令というのは、日本国憲法の施行に伴って廃止されております。ですから、国葬を行うための根拠法というのは今現在も存在しておりません。

いわゆる岸田総理等が言うておられるような内閣設置法が根拠だというふうに言われているところもありますけども、これは専修大学、福島大学名誉教授の行政法の専門家の方も言うておられますけども、内閣設置法というのは組織法でありまして、要は、何かやる場合に内閣設置法を根拠にしてやるということのための法律と言われております。しかし、それだけで何か具体的な行動ができるのかということになれば、それはそうではないと。やはりその根拠になるものがあって初めて内閣として内閣設置法に基づいて、例えば、今回の国葬であれば国葬ができるというふうになるんですけども、国葬そのものを実施する法的な根拠、また憲法上の根拠もないわけですから、

幾ら内閣設置法があるといっても、国葬の問題というのは、基本的に、戦後、吉田元総理の国葬以降、何ら議論されておられません。ですから、今現在も国葬を執り行うための法的根拠というのはないというふうになっております。

そういう意味でも、今回、意見書でも言うておりますように、法的な根拠がないというのが現在の状況ではないかと思えます。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

法律改正で1999年に大喪の礼とともに、いわゆる国葬儀という形で制定されているはずですが、それをないというふうに解釈を変えられる共産党の物の考え方というのは私は賛成できません。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

これは共産党が言っているというよりも、いわゆる行政法の専門家が言っておられるんですね。広くそれは言っておられます。共産党が1人言っているんじゃなくて、一定の専門的な方が全てと行っていいほど、法的根拠はないというふうに述べられておりますので、何を以ってあると言っておられるのか分からないんですけども、いわゆる国葬令というのが、先ほど言われた大喪の礼ですよ、言われているのは。ですから、それは公室行事として決められている儀式ですよ。公室の儀式です。その関係で法改正があったんではないかと思えますけども、安倍元総理のような国民の方を国葬に付すような法律というのは日本には今、存在しないというのがありますので、そのあたりは勘違いされているというか、いわゆる公室の大喪の礼と一般国民の国葬というものを混同されているというように思えますので、そこはよく考えていただきたいと思えます。



○議長（岡田泰正君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

いわゆる法律の解釈を変えるということは、これこそ間違いであって、例えば、憲法9条をないと言ったら、その解釈を変えてしまうということに等しいと私は思っておりますので、これについては反対いたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

ほかのことと関係はないんですけども、いわゆる憲法上も、先ほど意見書にもありますように、いわゆる法の下での平等という問題でも、また良心の自由、そういったものとも反するのは明らかなわけですね。いわゆる安倍元総理を一般の国民と区別して特別扱いできるような憲法上の規定は何もありません。ですから、私たちは議員として憲法を守るということを義務づけられております。ですから、やはりその辺もよく理解いただいて、憲法上、根拠がないものを実施させるということは地方自治に携わる者としてしっかりと意見を言っていくことが大事じゃないかと思っておりますので、その辺、理解をよろしくお願いします。

○議長（岡田泰正君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

反対です。

それでは、私のほうから、安倍元総理の「国葬」に反対し中止を求める意見書に対して反対の立場で討論いたします。

「国葬」は、まず今回、「内閣府設置法」第4条「国の儀式」として閣議決定されました。これは葬式ではなく、葬式は既にご家族の元で行われており、あくまでも儀式であり、正確に言うならば「国葬儀」であります。厳粛であるべき儀式を内向きな政争の具にしたり、反論できない故人をおとしめたりするのは甚だ礼を失することとなる。

私的な意見としては、安倍元総理の外交功績は戦後の総理では最高であり、日本の国益を保った人物であると考えます。

さらに、この国葬の経費においては2億5,000万円プラスアルファで、警備の予算は既存の警察予算で、外国人接遇経費は既存の外務省予算で賄われることとなり、ゆえに日本開催時のG20では120億円以上かかったことに比べれば支出すべきであると考えます。

各国の弔問者においては各国の経費で来られることとなり、さらにこれにより弔問外交が行われれば、このような時期での貴重な外交政策となり得る。

さて、岸田政権が単に葬儀で終わらすのか、有意義な弔問外交となるのか、その手腕を確かめてみたいと思いつつ、反対討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

賛成です。

日本共産党の岡本正意です。発議第7号について賛成討論を行います。

本意見書に賛成する理由の第1は、「国葬」の実施は明らかな憲法違反だからです。

本意見書では、「国葬」を行う法的な根拠がない点を指摘し、天皇主権の旧帝国憲法下で法制化された「国葬令」が、主権在民を原則とした現憲法施行を受け廃止され

た経過や、それゆえに、1967年の吉田茂元総理の「国葬」も法的根拠を示せなかったことを述べております。つまり、現憲法下では「国葬」を実施することは憲法違反であることは明らかなです。その上で、具体的には二つの意味で重大な憲法違反が存在します。

一つは、憲法14条の「法の下での平等」に反します。

憲法は全ての国民が平等であり、特別扱いを許さない規定となっております。岸田総理や政府が理由に挙げる「在任期間の長さ」や「功績」などは安倍氏を特別扱いする理由にはならず、時の政府や政権党が政治的思惑や打算で特定の個人を一方向的に英雄視し、美化、礼賛し、「国葬」という特別扱いをするならば、憲法の平等原則に反することは明白であります。

二つ目は、憲法19条の「思想及び良心の自由」に反します。

岸田総理は8月10日の会見で、「国葬」は「故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式」と説明しましたが、主権在民の国である日本で「国全体」とは国民全体となることは明らかなであります。政府は国民に弔意の強制はしないなどと言っていますが、国民全体で敬意と弔意を表すのが「国葬」であるならば、結局は弔意とともに敬意までを強制することになることは明らかなであり、憲法19条違反になります。意見書でも指摘しているように、敬意も弔意も、示す示さないも、個人1人1人の内心の自由の問題であり、強制するものでも強制されるものでもありません。

賛成する理由の第2は、安倍元総理の政治的評価は一方向的に賛美し、礼賛すべきものでも、できるものでもなく、政府が「国葬に値する」と一方向的に断定するものではないことです。安倍元総理やその政治をどのように評価するかは個々人の自由の問題であります。しかし、政府や政権党などが一方向的で都合のよい評価をし、「国葬」の名の下に様々な重大問題を不問に付すことは絶対に許されません。そして、それ自身が人の死の最悪の政治利用と言わざるを得ないと思うんです。

先ほど井上議員のほうから、弔問外交云々という話がありましたけれども、それが

したいのであれば別に国際会議でも開けばいいだけの話であって、故人の葬儀というものを利用してそういうことを期待すること自身が故人の死というものを利用していることになるのではないかというふうに私は思います。

事実の問題として、安保法制や秘密保護法、共謀罪など数々の違憲立法の強行、今なお疑惑を深めている森友、加計、桜を見る会などの国政の私物化、安倍政権下で繰り返された公文書の改ざんや偽造、100回を超える国会での虚偽答弁、いわゆる嘘の答弁、そして格差と貧困を拡大し、現在の長期にわたる不況や現在の円安等の原因をつくっているアベノミクス、年金削減や介護や医療の相次ぐ切り捨てと負担増などによる生活や営業破壊などは国民生活の立場から見れば最悪の政治であり、国民の税金を億単位でつぎ込んだ「国葬」は理解できないことです。そして、今、政治を揺るがしている旧統一協会との癒着関係でも、安倍元総理は極めて深い関係にあったことが既に明らかになっております。

岸田総理は、旧統一協会との関係を断絶すると宣言され、自民党の国会議員に対し関係を明らかにするよう点検なるものを行っておりますけども、本当に断絶させるのであれば亡くなった安倍氏についても調査を行い、問題を明らかにすべきであります。が、まともに調査も行わないまま「国葬」を強行しようとしています。旧統一協会は、安倍氏の死を悼む集会などを既に開催し、天まで持ち上げるなど、安倍氏との関係を誇示しております。このような状況を見ても、安倍氏を一方的に賛美、礼賛する「国葬」を強行すれば、これほど国民の間で大問題になり、今なお多くの被害者が存在し、拡大し続けている旧統一協会の反社会的な活動を不問にし、新たなお墨つきを与えることになりかねないのではないのでしょうか。

賛成する第3の理由は、「国葬」の強行は民主主義を破壊する暴挙だからです。

岸田総理は、「国葬」を行う理由として、安倍氏が選挙期間中に銃弾に倒れたことを挙げ、民主主義を守る意志を示すためだとも言われました。しかし、憲法上の法的根拠もない「国葬」実施を閣議決定だけで政府の一存だけで決め、国民の代表機関で

あり、国権の最高機関である国会も開かず、審議もせず、全額公費で実施するなど、「国葬」実施のこの間の一連の経過というのは民主主義のかけらもないのではないのでしょうか。また何よりも、主権者である国民の声は、「国葬」が迫ればせまるほど反対の声が拡大し、先日公表された4社の世論調査では、全てで60%以上が反対との結果が示されております。圧倒的多数の国民が反対しているものを全く無視をして聞く耳を持たない岸田総理や政府に民主主義を言う資格はありません。

以上の理由から、私は、「安倍元総理の国葬に反対し、中止を強く求める」ものであり、本意見書に賛成するものです。

○議長（岡田泰正君）

ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第7号 安倍元総理の「国葬」に反対し中止を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第7号 安倍元総理の「国葬」に反対し中止を求める意見書は否決されました。

日程第8、発議第8号 新型コロナウイルス感染対策の抜本的強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

発議第8号の提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルスのパンデミック発生から3年目を迎えた今年も、オミクロン変

異株による第6波、第7波の二つの大きな感染拡大期を経験し、ようやく減少傾向にあるとは言え、今なお「第7波」の最中にあります。

オミクロン株は感染力は強いが症状は軽いと言われてきた中、政府は緊急事態宣言や蔓延防止等の補償や支援を伴う制限的な対策を行わず、経済優先の立場から、事実上なりゆきまかせの無為無策となり、その結果、感染者が爆発的に拡大し、保健所や医療現場の逼迫、崩壊を繰り返し、ほとんどの感染者が自宅療養を強いられ、多くの死者を出しています。

政府は全数把握の中止や対策の緩和など、ますます対策を緩める方針を出していますが、科学的根拠が乏しい緩和策を保健所や医療現場等の抜本的な体制強化をしないまま進めれば、今冬にも想定されている次の感染の波が押し寄せれば、さらに厳しい事態となる危険性が高くなります。救える命が救えない事態を繰り返さないためにも、感染対策の抜本的な強化を、今、政府に求める必要があると考え、本意見を提案するものです。

それでは、別紙読み上げまして提案させていただきます。

発議第8号

新型コロナウイルス感染対策の抜本的強化を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和4年9月21日

提出者 和束町議会議員 岡本 正意

和束町議会議長 岡田 泰正 様

新型コロナウイルス感染対策の抜本的強化を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大の発生から3年目を迎えた現在、日本ではオミクロン変異株による「第7波」に見舞われ、全国的にも府内的にも、そして本町でも過去最悪の感染状況となり、今や日本は世界でもトップクラスの感染者数、死亡者数を出

すに至っている。この原因は、感染力が強いオミクロン株 B A 5 の特性を踏まえ、何らまともな感染対策を行わなかった政府の無為無策にあり、その責任は重大である。

感染「第 1 波」以来、政府は常に後手の対応に終始し、特に昨夏のデルタ株による「第 5 波」では、原則・自宅療養方針の下で多くの犠牲者を出したにも関わらず、その後も抜本的な対策を怠り、引き続く「第 6 波」、今回の「第 7 波」でも、感染爆発による保健所、医療や救急現場の逼迫・崩壊など同様の事態を繰り返している。

政府は「第 6 波」の感染が高どまりしたまま「社会経済活動を止めない」との姿勢の下、オミクロン株の特性を感染力は強いが重症化リスクは低いとして次々と制限を緩和し、その結果、急速に感染が拡大した。それでも政府は何ら行動制限を行わず、またも検査、保健所、医療や救急の現場が崩壊し、ほとんどの感染者が自宅療養を強いられ、連日 1 日 3 0 0 人を超える死者を出す最悪の事態となった。

政府の対応の最大の問題は、コロナ感染で極めて脆弱な検査、保健所、医療の体制の実態が明らかになったにも関わらず、これまでの削減路線を反省、転換し、抜本的に強化、充実させることを怠り続け、むしろ後退させていることにある。このままでは波が来るたびに同じ事態を繰り返し、保健所や医療現場をますます疲弊、崩壊させ、救える命が救えない事態を深刻化させ、犠牲者を増やすだけである。政府におかれては、検査、保健所、医療体制の抜本的な強化、充実を真剣に取り組み、国民の命と健康を守ることを最優先に責任を果たすよう強く求める。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

令和 4 年 9 月 2 1 日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

財 務 大 臣 鈴木 俊一 様

京都府相楽郡和東町議会

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

反対です。

それでは、私のほうから、新型コロナウイルス感染対策の抜本的強化を求める意見書に対して反対の立場で討論いたします。

新型コロナウイルス対策はワクチン接種の効果もあり、どの国においても従来のインフルエンザ並みの政策へと転換を進めてきています。9月26日からは高齢者や基礎疾患があり重症化するおそれのある患者のみを把握するなどに変更されます。海外と同様に、日本政府においても口径薬を早く承認し、病院においては通常状態に戻すことこそ大事ではないかと思われれます。重症者への無償で手厚い看護を除き、コロナ一辺倒の対策ではほかの病状で来られる患者さんに対しても同じように診察ができない状況は病院の医療体制に支障を来す結果となります。実際、社会経済活動にも支障が大きく、負のスパイラルとなっています。

1920年代のスペイン風邪においても約2年から3年で立ち直ったとのことであったとされています。経済活動の早期改善を図る政策を最重要と位置づけ、コロナウイルスとともに一日も早い収束になることを望み、反対討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

賛成です。



日本共産党の岡本正意です。発議第8号についての賛成討論を行います。

意見書の冒頭でも触れていますように、日本の感染や死者の状況は、この間、世界でも一、二位を争う極めて深刻な状態になっております。このような事態を招いた原因は、意見書でも指摘しているように、感染力が極めて高いオミクロン株の特性を踏まえ、無症状や軽症が多いとの楽観的な姿勢の下で、感染者が増えれば重症者も増え、死者も増えるという「第6波」の教訓も棚上げし、まともな感染対策を行わず、事実上放置したことにあります。

その結果、第6波でも第7波でも保健所や医療の現場が逼迫、崩壊を繰り返し、救急搬送の現場でも「たらい回し」や「受け入れ不可」が頻発し、入院が必要でも入院できず、自宅に放置され亡くなるケースが多発しました。

特養ホームなどの高齢者施設でも、陽性になった高齢者が入院できず、施設内で留め置かれ、医療にかかれないまま亡くなる事態が京都府内でも起こっており、町内の施設でも一步間違えれば同じケースになりかねない状況もありました。

また、木津川相楽地域の拠点病院である山城総合医療センターで職員のクラスターが発生し、初めて外来も救急も受け入れできない事態が発生しています。

政府が「社会経済活動を止めない」とのスローガンの下で無責任な対応に終始し、まともな感染対策を行わない中で、結局は社会経済活動にも多大な支障を来し、国民の命と健康が極めて危険な状態にさらされてきております。

感染の波が起こるたびに同じことを繰り返している根本は、意見書でも指摘しているように、コロナ感染により、検査、保健所、医療の体制が極めて貧弱であることが明らかになったにも関わらず、これまでの体制や予算の削減路線を全く反省せず、まじめに転換し、抜本的な拡充を一貫して行おうとしていない政府の姿勢にこそございます。それは現場の問題だけでなく、10月からの75歳以上の方の医療費窓口負担の2倍化など、コロナ禍でも容赦なく医療費負担を引き上げるなど、医療の安心もますます弱めています。このような状況が続けば、感染対策はもとより通常の医療や保

健活動の土台がますます弱まり、これまで何とか救われてきた命も今後救えなくなる危険性がさらに高まることとなります。

国民の命と健康が守られてこそ社会経済活動も守られます。政府は今度こそ責任を持って検査、保健所、医療の体制強化にまじめに取り組むことを真剣に求め、賛成討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第8号 新型コロナウイルス感染対策の抜本的強化を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第8号 新型コロナウイルス感染対策の抜本的強化を求める意見書は否決されました。

日程第9、発議第9号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正議員。

○7番（岡本正意君）

発議第9号の提案理由を申し上げます。

今年は核兵器を巡る重要な動きが相次いでいます。今年2月からのロシアによるウクライナ侵攻とプーチン大統領の核兵器使用発言、そのような緊急事態の中で今年6月に開催された核兵器禁止条約第1回締約国会議、そして8月の核不拡散条約再検討会議の開催などがありました。

特に核兵器をめぐる二つの重要会議では、人類のまさに存亡をかけた真剣な議論が交わされましたが、世界で唯一の戦争被爆国である日本の政府は、残念ながら全くその位置にふさわしい役割も責任も果たせず、核兵器禁止と世界平和を望む世界の人々に大きな失望を与えました。

この背景には、日本が唯一の戦争被爆国として核兵器の悲惨さを身を持って知る立場にありながら、アメリカの核の傘にしがみつき、核兵器禁止条約の採択に参加さえせず、署名も批准もしないばかりでなく、今年6月の締約国会議にオブザーバー参加さえ拒否するなど甚だ遺憾で情けなく恥ずかしい現状がございます。

非核平和都市を宣言する本町議会としてもこのような事態を一刻も早く打開し、日本が核兵器禁止へふさわしい役割と責任を果たすためにも核兵器禁止条約に直ちに参加するよう促す力になりたいと考え、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙読み上げまして、提案させていただきます。

発議第9号

#### 核兵器禁止条約への参加を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和4年9月21日

提出者 和東町議会議員 岡本 正意

和東町議会議長 岡田 泰正 様

#### 核兵器禁止条約への参加を求める意見書

世界で唯一の戦争被爆国である日本にとって核兵器の禁止、廃絶は国民共通の悲願であるとともに、その実現を果たす上で、特別の責任を負っています。ところが、日本政府の対応は、唯一の戦争被爆国にふさわしいものとなっていません。

2017年7月に国連で採択された核兵器禁止条約は、その後、批准国が50か国を超え、2021年1月22日に発効し、国際社会で核兵器は違法な存在となりました。

た。条約では、核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用、威嚇としての使用を全面的に禁止し、核兵器のない世界への展望を示しています。この条約の採択、発効の実現には、長年にわたる原水爆禁止運動とその先頭に立ってきた被爆者の命をかけた奮闘が大きな力となりました。

本来なら、核兵器禁止条約の実現は、日本にとってもろ手を挙げて歓迎すべき出来事ですが、遺憾なことに、日本政府は核兵器禁止条約の採択に参加せず、いまだに条約への署名、批准に背を向けています。今年6月に開催された第1回締約国会議には、条約に参加していないドイツ、オランダ、ベルギー、ノルウェー、オーストラリアなどがオブザーバー参加しましたが、日本政府はオブザーバー参加さえ拒否し、このような政府の姿勢に世界は失望の声を上げています。

また、今夏の広島市、長崎市での平和記念式典では、市長などが核兵器禁止条約の意義を訴え、政府に早期の参加を促しましたが、岸田総理は挨拶で条約について一切触れず、完全に無視する態度を取り、「被爆地・広島出身の総理」としては甚だ恥ずかしい姿勢と言わざるを得ません。

ロシアによるウクライナ侵攻が起これ、プーチン大統領が核兵器の使用も示唆する事態の中、核兵器による抑止力がいかに無力で意味がないこと、核兵器を禁止し廃絶することでしか核の脅威はなくなることが浮き彫りになりました。

一方で、日本政府や一部の政党がこの期に及んでも核抑止にしがみつき、米軍との核共有まで主張していますが、日本を核戦争に巻き込む極めて危険な議論です。政府は一日も早く核兵器禁止条約に署名、批准し、アメリカの核の傘から抜け出し、唯一の戦争被爆国としての役割と責任を果たすよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月21日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

外務大臣 林 芳正 様

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

反対です。

それでは、私のほうから、核兵器禁止条約への参加を求める意見書に反対の立場で討論いたします。

「戦争論」の立場からすれば、過去300年のデータによればどのような風のあるときには戦争にならないのかを検証された結果、①防衛力が高い、②強い国と同盟に属している、③相手国が民主主義国である、この3点であり、日本領土の周辺国には非民主主義の3国があり、いずれも核保有国である。

さらに日本においては憲法9条で、日本が自発的に戦争を行わないと規定されているため、有事法政すらない事態である。そのため、①防衛力の強化、②アメリカによる抑止策に頼らざるを得ない状態であり、一步間違えれば現在のウクライナ侵略と同様になり得る。我々は代々受け継いできたこの国を未来の子供たちのためにも、真の自主憲法の確立と、より多くの民主主義国との同盟関係の構築を行うことにより、自らを守れる状態になったなら、核兵器廃絶に向けての議論への方向性が示せる用意があると思ひ、反対討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかに。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

賛成です。

発議第9号の賛成討論を行います。

私事で恐縮であります。私が核兵器の恐ろしさを初めて感じたのは小学2年生の頃で、学級文庫にありました「はだしのゲン」という漫画を読んだときでした。「はだしのゲン」で描かれた被爆のリアルな描写が脳裏に焼きつき、漫画の場面が思い出されては怖くてなかなか寝つけないときもありました。「はだしのゲン」を読むのは今でも勇気が要ります。

中学3年生のときに、修学旅行で初めて被爆地・広島市を訪れることとなりましたが、当時の原爆資料館に入場するときも恐怖心から胸がドキドキし、何とか入場したものの、パネルなどの展示物をまともに直視することがどうしてもできませんでした。

高校生になって、平和の問題等に主体的に関わるようになってから、ようやく被爆の実相や核兵器の問題と向き合えるようになった頃、高校3年生の時に参加した全国高校生部落問題研究集会で講演された広島被爆者、名越 操さんの体験を聞き大きな衝撃を受けました。

名越さんは15歳のとき、爆心地から2.3キロの自宅で被爆、幸い命は助かりましたが、妹さんを亡くされました。戦後、結婚され、お子さんにも恵まれましたが、次男の史樹さんを7歳のときに白血病で亡くされました。原爆は被爆者本人だけでなく、直接被爆していない小さな命さえ奪っていく、そんな酷い体験を話された名越さんも、翌年に原爆症で苦しみながら亡くなりました。

核兵器は人間が人間として人間らしく生きることも死ぬことも許さない、そんなことん非人道的な核兵器は許されないし、世界からなくす以外にない。核兵器が平和をもたらすことは絶対にない。私は、名越さんの命がけの訴えからそのことを学びま

した。

名越さんをはじめ、広島、長崎で壮絶な体験をされた被爆者の方々の、二度と被爆者を生まないための、まさに命をかけた訴えと粘り強い行動が世界の人々の心を動かし、国際社会を動かし、ついに実現したのが核兵器禁止条約です。

2017年7月に採択された条約は、3年半後の昨年1月22日に批准国が50か国を超え、発効し、国際社会において核兵器は違法な存在となりました。その後も署名国は86か国、批准国は66か国へと増え続けています。

世界は、唯一の戦争被爆国・日本の条約への参加を待ち望んでおります。日本がアメリカの核の傘から抜け出し、核兵器禁止条約の輪に加われば、世界の人々へのどれだけの希望となり、勇気を与えることになるかを日本政府は自覚すべきです。

岸田総理は「被爆地・広島出身の総理大臣」という言葉を単なる枕詞や飾りにせず、その位置にふさわしい役割と責任を今こそ果たすべきであります。この間、「被爆地・広島出身の総理大臣」がやってきたことはあまりに情けない、恥ずべきことばかりであります。

6月の第1回締約国会議には、アメリカの同盟国のドイツなどもオブザーバー参加する一方で、日本はオブザーバー参加さえ拒否し、議論にさえ参加しませんでした。また、8月の核不拡散条約再検討会議には参加したものの、核兵器保有国に核軍縮交渉の義務を課している条約第6条の履行にも触れず、「橋渡し」どころか、ひたすら核兵器保有国の側に立った態度に終始し、求められる役割や責任を放棄、国際社会における名誉ある地位を自ら投げ捨てております。

そして、広島市、長崎市の平和記念式典の場でも、挨拶に立ったほとんどの人が核兵器禁止条約への参加の意義を強調し、政府に参加を促す言葉を発したにも関わらず、岸田総理は核兵器禁止条約には一言も触れず、事実上無視する姿勢を露わにされました。禁止条約の存在さえ認めないような総理の態度はあまりに異様で卑屈であり、怒りを感じざるを得ません。

ロシアのウクライナ侵攻で核兵器使用の現実の危険が生まれる中、核抑止力論は既に力を失い破綻しております。核兵器の脅威は核兵器の禁止と廃絶でしか解消できないことが明らかになっています。日本政府がこの現実を直視し、今こそ被爆国としての役割と責任を果たすためにも、一日も早い核兵器禁止条約への参加を望むことを訴え、賛成討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかに討論ございませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第9号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第9号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書は否決されました。

日程第10、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第11、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。



お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期、定例会に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

閉会に当たりまして一言御礼のご挨拶をさせていただきたいと思えます。

最初に、提案させていただいた全議案につきましてご承認いただき、またご同意いただきましてありがとうございます。また、この議会におきましても、いろいろと多面にわたってのご意見等を頂戴いたしました。そうしたことを十分に心に入れながら今後の行政にも当たってまいりたいと思っております。

質問の中にもありましたように、感染症の一樣の方法というものが変わりました。しかし、私どもは住民1人1人が感染しないように、それぞれが意識を持って、私どももそうした中の行政を預かっていくことが大事だと思っておりますので、議員の皆さんにおかれましても十分に留意をいただきまして、これからも町行政のご支援、またご指導、ご配慮をいただきますようお願いいたします。甚だ簡単でございますが、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

これもちまして、令和4年和束町議会第3回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後3時02分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 4 年 11 月 28 日

和東町議会議長 岡 田 泰 正

署名者

和東町議会議員 井 上 武津男

〃

和東町議会議員 岡 本 正 意